

第9日目(9月9日)

議長(駒形正博君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただ今の出席議員数は40名であります。本日の会議を開きます。

なお、小島正明君家事都合により欠席。木村代志夫君入院のため欠席。青木一夫君通院のため午後3時まで欠席。関進君通院のため午後から早退。和田英夫君家事都合により遅刻。以上の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。

議長 第89号議案、平成16年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

収入役 (説明を行う。)

議長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査結果の報告を行う。)

議長 平成16年度 南魚沼市一般会計決算全般に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 意見書の一番最後に「不況下のもとで市税の伸びが期待できない状況に加え」と、こういう言い方ですが、その前段で「市税の収納率が61.3パーセントで」ということで、非常に収入未済額が多くなっているんですが。私は最近皆さんとお話してみているなかで、所得がどんどん減ってきて、所得が減ると所得税が減るとのはまあまあわかります。また連動して国保等も下がってくるというのも承知しているつもりです。一般に固定資産税とかそういう問題で、固定資産税というのはガクッと下がるということはないわけでありまして。取る仕組みだけできているなという感想を聞くんですけども、それは市を司るため、財政を司るためには収入をどう伸ばすかという、どう維持するかということだと思うんですけども。

今、一般の労働者と申しますか、かなり所得の減が生じていると思うんです。そうしたなかでこの傾向がさらに進むという状況にあるのかどうか。これはやはりある程度分析をしておかないと、どんどん滞納、あるいは欠損処理をしていかなければならない状況になってくるというようなことになると、この財政自体を司れないという状況がくるのかなというふうに思います。

じゃあどうすればいいかということになると、それは国策からいろいろ問題があるかと思っています。今回合併で固定資産税の税率が、旧六日町の方々は下がったということで、喜んでいる方もいるとか、不満がなかったとかという話がありますけれども。そういうことを見ますと取る仕組みを少し考えて、要するに実情に合ったかたちにしていけないと、大変皆さんの納税が困難になるのではないかなというふうに私は考えるんですが、そういう点は決算状況から見て、どういうふうに判断されているか、ひとつお聞きいたします。

市長 昨日でしたか、ちょっと税務課長の方からも話がありましたが、滞納分が

非常に厳しいということであります。現年課税分については95を超えているといったですね。ですから取る仕組みだけが、なんていうことではなくて、やっぱり固定資産税でもずっと激変緩和的なことはやって、その税を納めていただく皆さん方に急激に無理がかからないような部分もずっとやってきているわけです。取る仕組みばかりではなくて納めていただく方にも、それぞれ配慮をしながらやってきているということです。

要は、これから私は滞納がなくなるとは言いませんけども、今までの滞納分の処理、これをどうするかということにかかっているんだろうと思います。この率的な部分は、ですから現年課税、それは景気の厳しい状況下ではありますけれども、市民の皆さん方はそれぞれ納税義務を果たしていただいていると思っておりますので、取る仕組みだけが先行しているというふうには感じてはいません。ただ、厳しいことは厳しいわけですので、それぞれ皆さん方によくお願いしながら、納税義務を果たしてもらうということ以外に今のところないと。

固定資産税の税率をこれ以上、今、下げるという考え方も特に持っておりません。今は平均部分をとっているわけでしょうから。そんなところでご理解いただきたいと思います。

岡村雅夫君　今の答弁のなかで、滞納分についての処理がきちんとさえできれば、かなり見通しがあるというふうには私は聞こえたんですが。私はそういう状況にないな、ということをもう少し認識していないと　今の特に若年層と申しますか、私の年代ではわりと本採用と申しますかちゃんとした職場でというかたちだったんですが、今は非常に不安定な職種に就いている方が多いのではないかなと。あるいはいつまで経っても、ある年代に達しても親のすねをかじらなければと申しますか、援助がなければ車もなかなか買えない、あるいは税金もなかなか自分で全部払えないというようなお話を聞くわけです。まだまだ親やあるいは家族で、そうして共助しながら納税ということをやっているところはいいんです。非常にそういう点で格差が出てきていやしまいかなどというふうには私はとらえているんです。そういう点で割合と、楽観的だなというふうには私はとらえたんですが、それは市長がそうありたいという気持ちの方が強いのかなという感じが私はしました。

実際収税業務をされている方、課長がいられますし、また収入役等が見まして、もう今までの滞納分をなんとかすれば、今後は見通しがつくのだという実感を持っていただけるのか、ひとつ私はお聞きしたいです。

激変緩和というのは、私が議員になった当時からバブルでどんどん固定資産税で、評価格が上がっていく土地が上がっていくときには、それほどに所得も追随していかないだろうということで、緩和措置がされたということがあったかと思うんです。それとはちょっと逆の今、どんどん地価も下がっていく。地価が下がっていくから固定資産税も追って下がっていくということも、それも私はわかっているつもりですけども、それ以上に所得が縮んできているんじゃないかということをお聞きしたいです。

それは申告制度でありますので、それはトータルで見ればすぐわかるわけですし、固定資産税だったら、じゃあどれだけ建築数、物件数、新規が増えて、減額がどれだけになっているかというのは掴んでいるわけでありまして、その辺の感想をひとつお聞きしたいなとい

うふうに思います。

市長 ちょっと答弁の趣旨を取り違えたようでありますが、今の厳しい率について、滞納部分が、これがきちんとできればこういう数字にはなっていないということであり、また、さっきも触れましたけれども、厳しいことは厳しい。これはよく理解しております。どんどんと税収が増えていくというような状況でないということは十分わかっていますので、それはそれとして。ただ、激変緩和は激変緩和として。じゃあ下がるときにその緩和する、これやりますよ、確か。一度に下がることも非常に、いわゆるいただく側にとってあれですから。

そういう大きな状況が出ればやらなければならないと思っておりますけれども、当面今のところはそのつもりはないということであり、固定資産税の税率をじゃあ、一番下の部分にまでもっていったと。これはまた交付税に影響するわけですから、そう、そのときそのときの情勢に応じて上げたり下げたりということはなかなかやっていけないとは思っています。上げることは割合と簡単ですけれども、下げるというのはなかなか難しい。

そういうこともありまして、今、実質的にいろいろ話になっておりますニートだとか、フリーターだとかという、そういう皆さんがこの地域にも前よりは増えているだろう。そういうことも実感として持っておりますので、将来的には税収の伸びがそう期待できる状況にはないということとはよく理解しております。理解しておりますが、「入りをはかりて出るを制す」という、その精神でやっていかなければならないと思っております。実質的なことは、では担当課長からお答えします。

税務課長 内容についての把握とかご理解については、岡村議員も市長も同じだと思うんです。受け止め方のニュアンスの違いもございますけど、あえて私にご質問ですから、せん越ながらお答えします。

今の問題は、基本に帰れば税体系そのもののあり方ですから、それについてはお答えできません。触れない方が当然妥当であります。ただ基本的に岡村さんのおっしゃることがわかりながらもあえて反論いたしますけれども、ものはちゃんとあるんです。所得なり固定資産というものはあるわけで、それに対しての税率は100分の1.4ということですから、いわゆる妥当な数字であるとうふうに日本全国的な前提でお答えするとすれば、バブルがはじけて10年経っても景気が回復しない。けれどもじゃあ新しく建てる家はどうかというと、単価は下がっているけども以前に比べて質素になったとは思えない。ということのいろいろ考えて見ますというと、そもそも自分の身丈に合ったそれぞれ自信をもってお家をお建てになっているわけだから、そのいろいろな状況によって納められないケースが出て来るけれども、社会全体の流れから見れば日本全体 ちょっと大袈裟なことを言って申しわけありませんけれども、自分たちの身丈に合った生活をする調整過程だという捉え方をむしろ私はしたいんです。

ですので、岡村さんのおっしゃることも当然でありますけれども、市長が申し上げたとおり、納める方が圧倒的に多いわけだから、その努力をお願いすると。ただ現実問題としてその社

会的な意識に切り替えが進んでいないから、納める方もいただく側もそれなりの軋轢があるだろうと、こういうふうに理解しております。

岡村雅夫君　ありがとうございます。私は税率については、これだけの所得があるなら、この程度なら差し支えないだろうとか、あるいは固定資産税だったらこれだけの家を造れる人だったら、これだけの力があるからそう苦にならないだろう、という税率であるというふうに。まあ高度成長なりそれなりに所得が伸びるときには、割合と苦にならないわけですね。ところが今は、苦になるんですよ。苦になる人が多くなってきたというふうに私はとらえているんです。

だからこれからどうしていかなければならないかということになれば、いかに集めなくて済むような運営ができないか、ということがその前段にこなければならなくなると。要するに今、市長が言いましたように、出るを制す、ということであります。その辺がきちんとしていますと、じゃあ後は景気の回復、どう懐を暖めればいいのか、とこういうことになるわけです。

今、建物が質素ではなくなったと、こういう言い方をしていますけれども、これはいろいろの国の施策の気密化とか、あるいはエネルギーの問題とかということで法律で定められてきておりますので、法律どおりに造るとかなり昔に比べれば大変いい家ができることになっております。そしてまた造る人というのは、いろいろ今、金融機関から査定を受けたりして、耐えられる人。要するに返済に耐えられる人が多分優先的に造っているなというふうに私は思っています。

ひと頃の上昇のとき、それなりのまあまあこれが続けば、あるいは将来給料が上がるからできるだろう、という見込みで建てられた時代と今は違います。その辺をやっぱり考慮したかたちというのは、今後財政運営に対しては必要ではないかなというふうに私は感じています。

それで市長にもう一言お聞きしたいんですが。こういった決算というものを見て、これからどう財政運営をしていくかと、あるいはどういった施策を展開するかということだと思んですが、私はやはり財源に見合った仕事にしていくということが前提だと思っています。

そうしたなかで、どういった行財政改革をして、そして健全財政を司っていくということにつきると思うんですけれども。今回定数条例が改正されましたけれども、本当に人件費ですよ、今一番大変なのは、900人からになるという定数ですが、これは自然退職、あるいは不補充でいけば、10年といえは適正になるだろうというような言い方をされています。

しかし私はいつも例に出して申しわけありませんけれども、津南町とかあるいは隣の長野県の栄村ですか、その辺ではかなりどういうふうに人件費をとということで考えて、多分栄村だったと思うんですけれども、職員はそれなりの所得があるとします。そして兼業で農家をしているということになると、さあ、あなたの勤めは3時まででいいですよ。3時以降はお百姓さんをしてください、というようなところまで踏み込んで財政面をしようとしているということを聞いた覚えがあります。

今、市長のなかでは多分、決められた規定時間を勤めて、このなかでやるということになれば、不補充、あるいは自然退職、これ以外にないというふうにとらえていると思うんですけれども。私はその辺がまた実際財政行政を司っている職員のなかでも、どういった方法が妥当なのかというあたりの協議というのは、自然に生まれてこなければならぬという気が私はします。この小さいまちがどう生き残るかという苦肉の策を練りだす、あるいは津南町なんかは職員と執行部、非常に練り上げた長期的な見通しを立てているというような話も聞きますが、私も詳しいことはわからないんですが、先般そういうふう感じたんですけれども、その辺どういったこれから財政運営をやっていこうとしているのか、ひとつお聞きしたいなというふうに思います。

市長 人件費的な部分について申し上げますと、一般質問でもお答えしたとおりであります。そのなかにもちょっと触れておりました、今、行財政改革をどうやればいいのか。この財政部分について今、検証しております。最終的に例えば今のままで運営が成り立たないと、これが出れば当然、聖域とされている人件費にも私は踏み込まなければならぬと。カットするのか、3時で止めていってもらうのか、それは別にいたしまして、当然です、これは。入ってきた部分以上に余計には出せないわけですので、これは当然やります。そういうことになれば、ですね。

定数900ちょっとというのは、ご承知のように数が多いですけれども、病院もあるしそういう面はおわかりいただけだと思います。そういうことですから、この10月、11月頃には大まかな数字が出ますので、ならばどういうことをやっていけばいいのかと、これは職員も当然。今それぞれの課から情報を収集しておりますから、それぞれの課で我々のところはこういうふうにしていこうとか、そういうことは全部上がってくると思います。思いますので、今、私がこういう方法で、ああいう方法でとは申し上げませんが、きちんとした対処をしながら、人件費ばかりではありません。無駄な事業も当然出て来るわけですし、今まで気がつかなかった部分でも、これはもう削減してもいいじゃないかと、そういうことが出て来るわけです。それらを集大成したものをまた皆さん方にお示ししたいということであります。

基本的にはでき得れば、一生懸命働いている職員の皆さん方の給与をカットしてということには持ち込みたくありませんけれども、かといってじゃあ市民の皆さん方のサービスをカットするかと、それはそういうわけにはいきませんから。どちらかと言えばこれはもう職員の方をカットするという、その方向に向かなければなりません。そういう覚悟と心づもりでやっていきますので、よろしく願いいたします。

岩野 松君 都市計画税。この今の説明のなかでは、収納市税のなかの全体で5.9パーセントということであります。私、都市計画税については常々疑問がありまして、今、都市計画税がとられている地域というのが比較的その何て言うんですか、規制緩和・・・

議長 質問の途中ですが、10番議員、今、総括質疑でありまして、この次には歳入歳出に分かれて質疑がありますので。

岩野 松君　　ちょっと全体的な考え方をお聞きしたいのです。

議　　長　　総括的な質疑にしてください。

岩野 松君　　都市計画税というのは、1割未満の税金ですが、国の規制緩和の名のなかで大型店の進出がこの都市計画税に関係ないところでできて、しかもこの旧六日町のなかではまちの有様が変わってきています。そういうなかで都市計画税を課税されている地域では不満の声も多くあるんですけども。これを考え直すなり、廃止するそういう考えはあるかないのか、ちょっと聞きたいんですが。

市　　長　　いわゆる一般に言われている白地地域というところに、ああいう大型店が進出している、その事実はあります。これらもそのときどきの今度は用途地域の見直しのなかで、当然そういう用途地域内に加えていかなければならない。今、用途地域から都市計画税をいただいているわけです。

都市計画税そのものの用途は、今は用途地域内に入っている皆さん方は、その恩恵を一般のところより多く与えているわけです。まず、都市下水路、公園、公共下水道、これらは全部都市計画区域のなかで優先的と言いますか、進められているわけですから、そういうふうにご理解をいただきたい。街路事業も同じであります。城内の方へ行って街路事業なんてありません。そういうことなんです。ですから、税金はいただきますけれども、その分、都市機能をきちんと整備をしますと、こういうことなんです。

ですからこの都市計画税を止めるなんて考え方は全くありませんし、まだこれからその用途地域分が増えるかもしれない、見直しによってですね。今、おっしゃったような大型店の出ているところとかそういうところについては、結局、防火問題とかそういうことも全部絡んできますので、いつまでもそこが白地でいいというわけにはいきません。そういうところはそのときどきに見直しをしながら、都市計画区域の用途地域のなかに入れていくという方向をとらなければならないと思っています。けれども都市計画税そのものを、廃止しようとか、止めようという、そういう頭は全くありません。これからも都市機能を整備していくには、これはやっぱり必要だということだと思っておりますので、そういうことでお願いいたします。

さっきの5.9パーセントというのは、滞納している額のなかの一番でかいのが固定資産税で七十何パーセント。都市計画税が1億　　1億でしたか五千何百万だったか、それで何点何パーセントと、そういう滞納分のなかの比率です。

議　　長　　予め、先ほど申し上げましたように、今は全般にわたる総括質疑ですので、歳出歳入に対する質疑はこの次に。

中沢俊一君　　この滞納の回収については私は伺います。ご承知のとおりこの南魚沼管内は、県内の自治体のなかでもワーストファイブのなかに入っているわけでありまして。湯沢町、塩沢町、六日町。私どもは4年前には議会の方で茨城の滞納回収機構を見てまいりましたし、私どものまたクラブではこの6月に宮城の仙南2市5町の、これは広域の滞納回収機構を見てまいりました。妙高あたりが確かワーストワンだと思いますけれども、やはりこ

の観光事業の衰退によって、非常にこういう固定資産税、並びに事業税の滞納が多いわけです。

私はやっぱり専門的な弁護士、警察、会計士、こういうのを加えたなかでの、何て言いますかいろいろその法律上の所有権等いろいろあるわけですけども、かなりメスを入れたなかで回収していかなければ、本当に真面目な市民の納税意欲は減っていくばかりです。

また実際、茨城あたりのこの4年間の成果を見ますと、10数億円という収納成果を上げているわけですし、仙南地域でもある程度の納税の約束を取り付けております。こういう姿勢が私は必要じゃないかと思っております。塩沢の例を見れば、ああして東京の方へ事務所まで作って回収にあたっていると。そういう町が合併後、この市に入ってくるわけですから、私は市長の方にこのリーダーシップとっていただいて、広域のなかでのこういう機構をやっぱりいつかは提唱して欲しいと思っております。そういうようなお考えがあるかどうか、いかがでしょうか。

市長 私は広域圏内でそういう機構があるというのは初めてお聞きしましたので、そのことは全くわかりませんでした。非常に痛し、痒しと言いますか、ちょっと強制的に執行すれば、この地域の産業がそこで1回消滅するという部分も考えなければならないということになりますが、大変判断に迷うところもありますが、一応、全く納税する気持ちがなくてということでは、この旧六日町の部分でありますけども、特にないというふうに感じておりまして、少しずつでもいいからとにかく納めようと、こういうことをやっているわけです。

ですが何せ元々がでっかい数字になっておりまして、結局現年分がまた減年分くらい納めていただければいいんですけども、それもどうも100パーセントでないということになると積み重なっていくということです。ただいつまでも放置をしておくわけにはいきませんけれども、その判断時期がいつ頃なのかというのは非常に迷うところであります。

そういうことも含めて、去年でしたか県の収税の方が何ヶ月だか、今はまあそうしていただいて、それぞれこうやっている。若干は効果が上がっているようであります。やはりこういう地域ですと、そのしがらみ、人情、いろいろございまして、そうそうその整理回収機構の皆さんみたいにばんばんとやっていけないという部分もご理解いただけたらと思うんですが。

いずれ何らかのかたちで解決しなければならない。ですのでそういういい制度があるようでありましたら、また勉強させていただいて、取り入れられれば入れていきたいというふうに考えております。

中沢俊一君 確かに湯沢、妙高とこの六日町のその発生の原因は違うと思います。大変違うと思いますので一概には言いませんけども、特に塩沢を抱えていくなかでの仕組みなわけですから、やっぱり私はこういう不在地主と言いますか、それを含めてですけれどもそういう対策を、私はすべきだと思っております。答弁はいりませんが、一考をお願いいたします。終わります。

牛木智恵美君 この市税の収納率61.3パーセントということに関しまして、今後のそ

れこそ行政運営について大変に不安要因になるのかなという感じがいたします。行政サービスの根幹を揺るがすような問題だと思しますので、一言質問をさせていただきます。

税金というものが、どういうものであるかという、結局これは行政サービスに対する対価としてやはり私たち納税義務者というのはそれを支払っているわけですし、その行政サービスはただではないと、ただではないんです。やっぱり私たちが国税、県税、市民税、いろいろなかたちで払っている税金の対価として受けているものが行政サービスであると、こういうふうに思いますので。

どうしても苦しくて払えないという部分に対する配慮はどうしても必要でありますけれども、いずれにせよただのものはないのでありますから、そのコスト意識 行政を執行する側においても、そのサービスを受ける側においても、そのコスト意識というものの涵養が必要だと思えます。まずそういう考え方がなければ、ただほどいいものはありませんから、行政サービス、何でもしてもらう分には有難い。でも、自分は税金を払いたくないと。こういう意識にもまた繋がってくるものかと思しますので、ぜひそのコスト意識の涵養というものを考えていっていただきたいと思えます。市長についてはその点をどういうふうにお考えになっておられるのか、お願いいたします。

市長 牛木議員のおっしゃったとおりでありますので、そういうことも含めて、滞納整理にもあたっているわけでありまして。理解はある程度いただいている方と、全く理解していない方といらっしゃると思えます。理解いただいている方であっても、今ほど触れましたように、相当多額になっておられますと、なかなか思うように納税ができないという、そういうことはある程度斟酌をしながらやっていくわけですが、おっしゃるとおりでありますので。

ただ、その人にだけじゃあ行政サービスをしないということも、こういう世の中でありましてできませんので、何はともあれとにかくお願いをして、税金を納めてもらう。税金を納めるということの意義を、やっぱり理解していただくということに、努めなければならないと思っております。よろしくお願いいたします。

収入役 若干補足をさせていただきます。今、今年の決算に係る収納率が61.3ということで 前段の方は今、市長がお話したとおりだと思えますが 61.3パーセントの収納率になっておりますが、これはあくまでも5ヶ月の決算の内容ということです。予算規模と滞納額の差が5ヶ月間の差でしかないということで低くなっておりますが、年間トータルで見ますと、現年それから滞納を含めると、市では85.1ということでご理解願いたいと思えます。

駒形興一君 市長の提案理由、それからただ今の収入役の今決算の特徴的なところをお示しいただいたところです。我々も議員として、特に出馬をされる方も含めて、しない方も含めてですが、議員全体として初めての決算ですので、年度途中とはいえ、やはり市民の皆さんもかなり合併効果というのはどういうのかなという、ひとつの期待感をもっていると思われま

そういうなかで特に今回こうした選挙があるわけですので、説明責任という部分も我々にも十分あるはずです。そういう意味で年度途中であること、それからこの三位一体の改革の部分、それから保育費等々の措置費の減、加えて今度は合併に関する部分、直接的な予算の部分、それから災害の部分、加えて雪害の部分と。非常に我々が市民に対して説明する場合に、合併効果としてなかなか明確な説明ができないというふうな感じもするわけであります。

そうしたなかで収入役ではなくて総務課長でも財政課長でも結構ですが、そうした各論に入る前に全体として。当初では人件費が合併によって3億円浮くんだとそれぞれ合併効果を示されたわけですが、年度途中でありながら、そうした端的にはっきりわかる部分についてどういう効果があったのかということ、所見としてまず財政課長がいいのか、総務課長がいいのか、収入役がいいのか、ひとつお答え願いたいと思います。

財政課長 内容が多岐にわたりますが、まず三位一体改革の件でございます。一応このへんの影響額としまして、トータルで7億円という数字を踏んでおります。内訳を申し上げますと、おっしゃられましたように保育所の補助金等が大幅にカットになったわけですが、両町合わせて国庫補助の減額が2億6,000万円ほど。それから交付税でこれは圧縮されたということで1億5,000万円。それから臨時財政対策債の圧縮が3億6,000・・・合わせますと、7億7,500万円ほどでございますが、譲与税で補填されておりますので、約7億円が三位一体改革の影響で減額になっているということでございます。

そあれから合併効果ということでございますが、一応、合併によりまして減額になる部分もございますし、反対に調整をしまして増やさなければならぬ、例えば・・・いろいろな調整で増やすような部分があったわけでございます。そのようないろいろな部分で人件費として、1億5,000万円ほどでしょうか、これらが減額になってというようなことです。これは当初予算の編成時のときにもいろいろご説明申し上げたところでございますが、そういうような状況になっております。以上でございます。(「あとはありませんか」の声あり)

失礼しました。資料としまして大変恐縮でございますが、もうひとつ決算資料ということで平成16年度南魚沼市歳入歳出決算説明資料ということで、括弧して(89号議案から93号議案)という右上に四角で囲ったものがございますのでちょっとご覧をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか、もう1冊の説明資料というのがお配りされているはずですので。

収入役の方で若干このへんにつきましてはご説明申し上げたところでございますが、その部分とだぶるところもございますけれども。まず4ページをご覧いただきますと、六日町の決算額、大和の決算額、それから市の決算額と、3つを合わせると16年度の合算の決算額になっております。これは歳入歳出とございます。1ページをご覧いただきたいと思っておりますが、16年の合算の決算額と15年度、これは2町の合算になっております。比較して最終的に前年度より32億円 これは16年度の市の決算額だけで比較しても何ら意味をなしませんので、そういうことでご覧をいただきたいと思っておりますが32億円、約33億円増えたということになっております。計の欄でございます。

これが歳入でございまして、歳出は2ページでございまして。なお歳出は33億円増えておりますが、下の方に記載がございまして特に事業完了をできなくて6億円も翌年へ繰り越していくと。それでこの金額がもし事業完了したとすれば、16年度は36億円、約40億円近い大幅な増額決算になったというところでございまして。スタートがこのところは繰り越しになっておりますので一応33億円。

それで33億円の増減の内容ということで3ページに若干記載してありますので、このへんでまたご覧いただきたいと思っております。収入役の方でも申し上げましたように一番大きいものは合併の基金の積立金。これ起債を借り入れて、歳出で積み立てておりますので、同じような額が14億7,000万円ということで記載されている。これが増減の一番大きなものでございまして。歳入の一番下の方に書いてございまして、7億円が三位一体改革で、削減になっているということ。

それから上の方で合併関連ということで歳出が増えておりますが、このへんの累計が合併関連で増えた要因となっております。災害の関係でその下へ記載してございまして。個々にちょっと累計を出していませんが、このほかにもいろいろ拾い出せば、小さいものから大きいものでも、かなりいろいろ多岐にわたっておりますので、大きい主なものだけというようなことをご理解をいただきたいと思っております。あとその他の件で、どのようなかたちで増えたのかというのが出ております。

それから歳出の方、下の方でございましてけれども、これも合併関連で、増額になる要因が6点ほど記載されています。ただここで人権費削減分ということで、8,100万円ほど出ておりますが、若干収入役の方で申し上げましたけれども、会計間のいろいろの移動等がございまして、先ほど申し上げたような金額とは、一般会計だけで比較しますとこういうような金額があるということです。

それから地震の関係、大雨の関係、その他の関係というようなことで、それぞれ区分けて16年度の特徴的な内容を記載しておりますので、この辺をまたご参考にしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

駒形興一君 ありがとうございます。これを良く読めば全てわかることだと思うんですが、簡単に明確に市民に説明する段階で、やっぱり合併によってこういう効果があったんだということを我々は示したいと、そういう意味でお聞かせ願ったわけでございまして。

そういうなかで今回特に災害等々が、これは地震に関しては特別といいますか、特別中の特別だと思われましてけれども、雪害に対しては、これはやはりこの雪国であることの、国全体の行政に対する不公平さと。こういうものは大きなまだハンデを負っているなというふうには私は思っております。

そういう意味で国土の80数パーセントのところには人口はわずか17~18パーセントしかいないと。我々もその地域でありますので、そういう意味で市長、このなんと申しますか、生活不利地域と言いますか、そういう地域でこれから行政を担当していくにあたって、今回の豪雪のみだけではなくてやはりそうした不利地域の声をですね、声をやはり全ての面で上

げていく。そして議会も当然そうした努力が必要だと思われませんが、まず市長会等々でどう
いうふうな対応をなされているのか。特に今年の場合のこの特別の豪雪に対してどれほどの
活動と言いますか、市長会等々でやられてその成果があったのか、ないのか。その辺につい
て伺いたいと思います。

市長 例えば豪雪のことに限ってでありますので、お話申し上げますけれども、
市長会では当然お話をいたしましたし 地方整備局が上げたんだったか、どこで上げたか豪
雪よっての除雪費の補助増という要望 全体要望として上げていただいて。ただ市長会
というものも、新潟は新潟県内の市長会。そして北陸信越地区。そして全体の市長会として
3つあるわけですが、北陸信越地区は大体同じような悩みを抱えているわけです。今度は全
国市長会に行きますと、あそこへ千何百人でしょうか、それが皆一堂に会してほぼですよ、
ほぼしゃんしゃん大会なんです。ですからやっぱりその効果のあると思われるのは、私、市
長会としては、それは全国大会も行かなきゃなりませんけれども、北陸信越大会までが一番
効果がある。あとはやっぱり、それは個々にいっても力が薄いぞという部分もありますが、
実情をわかってもらうという意味も含めて、個々にある程度、国交省だとかそういう関連等、
あるいは国会議員の先生方のところもこまめに回った方がどうも効果があるような気がしま
す。

ただ、全国市長会のなかにも全部私たちの要求は、ほとんど盛り込まれておりますので。
またそこから行けば全国6団体のうちのひとつの力のある会でありますので、割合と要求が
通る場面もあるということでもあります。今年の豪雪については、8,000万円・・・(「6,
200万円」の声あり)効果として、6,200万円補助増であったということでもあります。
先ほどちょっと触れていましたけども。

そんなところでありますが、やはり国会議員の力というのはある程度、そういう意味では
必要だろうと思っております。地域の実情をわかっていただくやはり国会議員というのは必
要だなと、そういうこともちょっと痛切に感じたところであります。よろしいでしょうか。

駒形興一君 雪国に対する補助制度と言いますか、これはいろんな第2融雪から始まっ
て、住宅の克雪の関係、それから除雪費の関係、それぞれかなり措置がされております。お
りますが、やはりまだ我々は全国公平な目を見たときには、手前味噌とはいえ、まだまだ不
利益地帯にあるというふうに私は強く感じております。今ほど市長が言われましたように、
行政だけではなくて、これは地域全体のことだという捉えかたが必要だと思われま

特に今、議員というのは国会議員にあっても、調整抑制においては、各地域から300の
地域代表ということで、国会に携わっております、そういう意味からやはり国会議員それ
から地方議員もそうではありますが、そうした地域の、欲を言うんではないと。普通のその要
望を申し上げますと、こういう意味ではまだまだ弱いんではないかなというふうに私は考えて
おります。

我々議会もそして行政も、そういった意味でこの不利益地帯。このことを声を大にして、
これからやはり市長から先頭に立って頑張っていたきたいと。特に国会議員の皆さんに対

する要請と言いますか活動には、議会もそうではありますがぜひ今後も力を入れてひとつやっていただきたいということをお願いして終わります。

議長 休憩をします。11時20分再開します。

(午前11時00分)

議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

(午前11時20分)

議長 休憩前に引き続き、一般会計決算全般に対する質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。よって平成16年度南魚沼市一般会計決算全般に対する質疑を終わります。歳入の説明を求めます。

税務課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

議長 説明の途中ですが休憩をします。午後1時、再開をします。

(午前11時47分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 休憩前に引き続き、一般会計歳入の説明が終わりましたので、歳入に対する質疑を行います。質疑をする場合、質疑の箇所のページ数を言ってから発言してください。

(「なし」の声あり)

歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

議長 歳入の審議に入ります。歳入の審議は各款ごとに行います。なおこれからの一般会計決算認定の審議に直接関係しない各課長等は、平常業務に就いていただいて結構でございます。

第1款議会費の説明を求めます。

議会事務局長 (説明を行う。)

議長 議会費に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第1款議会費に対する質疑を終わります。第2款総務費の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)
会計課長 (説明を行う。)
財政課長 (説明を行う。)
企画情報課長 (説明を行う。)
財政課長 (説明を行う。)
税務課長 (説明を行う。)
総合市民課分室長 (説明を行う。)
総務課長 (説明を行う。)
企画情報課長 (説明を行う。)
総務課長 (説明を行う。)
環境課長 (説明を行う。)

議長 総務費の説明が終わりました。総務費に対する質疑を行います。

中沢俊一君 92ページであります。自動交付機の開発委託料、並びに設置料がござい
ますけども、この利用状況あたりはどんな具合でしょうか。できれば17年度の今までのこ
ともちょっと聞かせてもらえば助かります。それからここには、ソフト開発委託料と設置費
が分けてありますけども、このソフト開発というのは塩沢に設置する場合であるとか、他の
支所に設置する場合、これは共有してもう使えるソフトなののでしょうか。したがって単価が
下がってくるものなのでしょうか。

企画情報課長 自動交付機の利用状況でございますけれども、3月に導入したわけでござ
います。それで現在までのトータルでございますけれども、全体の5.9パーセントで1,
407件というふうになっております。それで内訳が住民票が429件、印鑑証明が852
件、戸籍謄本が63件、戸籍抄本が56件、戸籍の付表が7件という内訳でございます。そ
れで担当課からデータをいただいておりますが、業務日と非業務日の利用があるわけでござい
まして、土、日に発行したのは全体で196件ということになっております。それから自動
交付機の・・・すみません、さっきまで出していたんですが。

議長 ゆっくりでいいですから。

企画情報課長 ソフトの開発費が2,940万円でございます。これは一般の開発費用で
ございます。開発の費用ということで、算出根拠が25ヶ月分の費用でございます。それか
ら設置工事費が6,090万円。これにつきましては、本体と設置費用でございます。それで
塩沢の分はこのなかには当然入ってございませぬ。それからこれから塩沢の方に導入する分
につきましては、若干価格は下げたいというふうな交渉のなか本年度発注したわ
けでございますけれども、こういった費用のなかで若干の緩和はしていただいて契約をさせ
ていただいているというのが実態でございます。このなかには大和町、六日町に導入した2
台分ということでございます。

中沢俊一君 当初からこれはかかるもんだな、という議会の議員の感想があったわけ
ですが。当然先行投資の部分がありまして、こういうカードが普及しなければ当然利用もない

わけですけども。どうでしょう、それにしてもさっきこのソフト開発が25ヶ月という話がありました。またその25ヶ月がもし経過すれば、新たなそのソフト開発が必要なわけですか。本当にまた塩沢とは共有ができないというのは、ちょっとどうも我々素人にはちょっと解せないんですが。

企画情報課長 このソフト開発がこの後、またできるかということではなくて、このままこの設置のために会社の方で事前に発注するわけございまして、その開発費用ということになっております。そういったことで、今後またこの25ヶ月云々ということではなくて、今後従来のままのものが引き継いだなかで保守契約というかたちで今度はいきますので、お願いいたします。塩沢の分につきましては当然こういったものを勘案したなかで、先ほど言いましたように、サービスのなかから若干契約のなかで勉強していただくということです。

岩野 松君 88ページの広報広聴費の印刷製本費のことなんです。ここに出ているだけではちょっとあれなんですけれども、南魚沼市になってからの広報の印刷はどういうところがされたか、まずお聞かせください。(「業者ですか。」の声あり)業者です。

企画情報課長 印刷業者は市報につきましては見積もり依頼がとれまして2社でございます。第一印刷所と三条印刷所というということで、それぞれ1日の日と15日の日に分けた業者になっておりますので、2社でやっております。

岩野 松君 特にこれは六日町なり、大和町なり、旧のときにもそうですが、市民に配られるものでもあり非常に直結しているものなんですけれども。ある町内の印刷業者から、地元へなんか降りていない、三条でやっているんじゃないかとか、そういう声が聞こえてきました。そこは税金を払っているのか、という厳しいことをいただきました。我々はそういう仕事をすることによって市税を払っていると。市税を払わないよそこから来られる方は、少しくらい安くても仕事が取ればできるんだ、というのが商人の気持ちなんですよね。

そういう意味で安ければ 確かに税金を使う側から見れば、安くて良いということになるんですけれども。そこら辺の内情というか調整は、どうやってこの第一印刷なり、三条印刷の方へいったのかというのをちょっとお聞かせください。

企画情報課長 ご指摘の件でございますけれども、当然こういった部数も決まっておりますし大変な印刷物でございますので、市内の業者を含めまして指名入札というか見積もりを行ったなかで、最低の価格を持ちましたこの業者に決めさせていただいたということでございます。市内の業者、塩沢を含めまして南魚沼市内の業者の方を選定したなかでの対応でございましたので、よろしく申し上げます。

笠原幹夫君 1点だけお聞かせ願います。100ページの企画費のなかでETCの購入助成金が230万円弱出ているわけですが、主要な施策の成果の概要のなかにも記載がないので全くわかりませんので、何台してどうなっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

企画情報課長 ご指摘の件でございますけれども、資料等につきましては、ETCのこの実績でございますが、前回の議会の資料のなかには台数は含めさせてありましたので、今日

はちょっとここへ持ってきませんけれども、見ていただきたいというふうに思っています。それから総台数は457台で、今回は504台が申請したんですけれども、そのうち却下された方がいて、497台というふうになっていますので・・・(「457台」の声あり)457台です。

笠原幹夫君 台数はわかりましたけれども、それに伴ってガソリンの割引券とか、それに付随したいろいろな取り組みをしていたわけですが、それらについての概要もひとつ報告していただきたいと思います。

企画情報課長 今回のガソリン券等につきましては、前年16年度事業ということじゃなくて、今回の事業でもっていまして、この決算とは関係ないということでご理解いただきたいと思います。

石原健一君 90ページの電算システム保守業務、これに関連してちょっと入札のことでお聞きしたいんですが。今回、防災無線も入札があって総務文教委員会で、保守点検がやはり年間500万円くらいかかるというふうな説明があったわけです。この電算システムも600万円近い保守点検がかかるわけです。それを使うなかで高額な保守点検料が必要なようなものもただ本体価格だけで入札をすると、そこは儲けがなくても保守である程度利益を出せばいいということも起こり得るわけです。そうすると地元の小さい業者というのはなかなか大きな業者に立ち行かなくなる可能性もあるんです。

そういうところで入札のその保守点検料がこういうふうに高額になるようなものに関して、例外もあるかも知れないけれども、こういうものは大概が随契約になっているケースの方が多いと思うんですね。メーカーが決まっている機種を他のメーカーがなかなか保守点検できないというふうなことが起こり得るわけで、その点、その入札の方法についてちょっとお聞かせいただきたい。

財政課長 ご指摘のとおりでございまして、いろいろのこうした機器の契約時にはその後のメンテの関係が非常に気になるというようなことです。当初はどうかちょっと私もわかりませんが、近年のこうした場合には本体のもの、それから保守管理の方のもの、合わせて見積もりを出してもらって、その上で決定をさせてもらっています。

ただ今回、防災無線の入札にあたっては、参考見積もりということで出していただきまして、ただその決定にはそれを含めて決定するというものではなかったんですが。たまたま防災無線につきましては先進地の荒川町がやったところ、最低線価格をもぐったような業者もいました。そういうことであるとかかなり私どもの方も落ちるだろうな、というような予想はしていたんですけれども結果的に落ちたところでございます。そういうことでメンテの方につきましても、一応参考でとらせてもらってそういうなかで決定をさせていただいております。よろしくお願いします。

石原健一君 わかりました。それで今後の考え方としてはやはり参考程度にしていくのか、そういうのを含めたなかで入札を考えているのか。その点ちょっとお聞きします。

財政課長 ご指摘のとおり、メンテも当然事前に考えてやっていきたいと、こう思って

おります。よろしく申し上げます。

岡村雅夫君 86ページ、職員費でひとつお聞きいたします。臨時雇用の項目があります。また人件費というかの話になってしまうわけですが。

合併して両町の職員が寄ったわけではありますが、業務を細分割すればその担当の方が産休なり、あるいは何らかのかたちで休むなりした場合に、臨時職員を雇用するというかたちだと思ふんです。

これからの目標としてかなりの削減を考えているなかで、そういった対応がこういうことでできない、要するに今の現体制でできないということはないのではないかなというふうに私は思ふんです。そういったその体制を考えたことがありますか、ひとつお聞きします。これは5ヶ月間ありますけれども、通年になるとかなりな額ではないかなというふうに私は思いますが、ひとつお聞きいたします。

それから92ページです。90ページからですが、電算あるいはこの情報システムを導入することによって人権費が削減できたり、あるいは今、分庁方式を採っていますけれども、そういった分室とのやりとりとか決裁とか、そういう問題がこれを普及させることによってかなり省略化できたり、いちいち飛んで歩かなくてもできるというような話を聞いたことがあるんですけれども。そういったかたちでいくからには、効率的に運用されているのかどうか。やはり細部あるいは決裁にあたってはどうしても本庁に来なければならんとか、本課に行かなきゃならんとかというようなかたちになっているのか、その辺ひとつお聞きしたいと思ふます。

これを整備することによって、そういった行ったり来たりのことがなくなる、ですから今度、本庁は昨日も市長が言いましたけれども、要するに本課を中央に集めて、そしてその業務は分散させてもかなり有効に機能するというようなかたちが構築できるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

それで関連でありますけれども自動交付機のこの問題ですが、話を聞いていますと25ヶ月のメンテの部分が・・・要するに開発費、開発委託料としていながら25ヶ月というような言い方をされたということは、保守点検というか要するに何らかの調整が必要なために25ヶ月の保守点検費も入っているというような考えのように聞こえたんですが、その辺をもう一回お聞きしたいんです。

私はこういったシステムというのは、こういった行政も多分同じような項目を、この自動交付するというのが普通だと思ふんです。特殊のものをそこに付加すると、開発費というものが必要だと思ふんですけれども、そうでなければデータを入れることによって反応して出すというかたちでいいと思ふんですが。いちいちデータを入れる分まで全部再打ち込みしなきゃならんとか、そういう問題ではないと思ふんです。

ですから開発費というのは、開発されているものを 要するにシステムは開発されているんだと。その機械を買ってセットする。ただし上手く動くか動かないかわからなければ保守点検し見守りをするんだと、というような感じに私はとらえていたんです。けれども非常に

高額だなというふうには私に思ったので、本当に単独開発というようなかたちであるのか、その辺をひとつ。導入の段階ではあまり説明がなくて、そういう非常に便利なものができたと、便利になるんだと、いつでもできるんだというような話だけだったんですが。非常に高額なもので、こういう値段だということは特殊にこの行政、いわゆるそれぞれの行政でシステムを変えていくんだというような感じの品物なのか、ひとつその辺をお聞きいたします。

総務課長 臨時職員の件でまずお答えいたしたいと思います。臨時職員を極力使わない体制でやっていきたいということで、合併に合わせてかなりの数を整理したところがございます。ただここにありますように、代替、産休、病欠等長期にわたりますと、どうしても代替の職員がそのなかでかなりはカバーしますが、カバーしきれない部分がありますので、一部代休職員のな臨時は必要だと思えます。

それから業務によりましては、集中的に税務の課税時期、申告時期等につきましては、集中的に補助員が必要な部分があります。そういう部分につきましては、現体制の職員のなかではなかなかできない部分があります。それから定数条例のなかでもいろいろ議論がありまして、現在はかなり職員が類似団体と比較しますと多い状況になっております。類似団体につきましては、庁舎一本のなかで業務やっているというところがございますが、現在は合併ということで、非常にその合併事務が非常に多くあるところにもってきてまして、今、3つの庁舎でどこでも住民に不便をかけない体制というようなことでやっておる関係上、なかなかその人員の削減ができない状況になっております。ある程度きちんとした体制、組織ができれば人員削減もできますし、そんなに多くの臨時職員は使わなくて済むということでございます。

ただどうしても職員定数ぎりぎりのなかでやっていくということになりますと、代替職員、産休、病欠等の代替、それから仕事の時期によっては一部臨時が必要だと。かえって臨時に頼る部分も一部出るのかなと思っております。

それから休暇等につきましては電子決裁ということで、旅費、出張旅費、休暇、そういうものは、今の電算内部情報システムのなかで処理はできておりますが、まだ紙ベースの決裁等が必要でございます。そういうものにつきましては、いろんな文書が各庁舎間で今、大和庁舎、六日町庁舎、どうしても文書が入ってきます。また塩沢庁舎ができますとそうなりますが、午前と午後、1回ずつ書類を郵送いたしますので、運転員がまとめて運んで行きます。そういうなかに決裁書類は合わせてきますので、決裁が1日～2日遅れるというケースはあるかと思いますが、今の段階ではそう支障なくやっております。以上でございます。

岡村雅夫君 今の後段の部分はそういう方向ができるのかどうか。いちいちその輸送なんてやらなくてもいいようなかたちになるのかどうかというそれを目指しているのかどうか、その辺。

総務課長 電子行政システムということは、究極にはそこを目指すということだと思えますが、そこに行くにはまだまだ時間がかかろうかと、そんなふうを感じているところがございます。

企画情報課長 自動交付機の先ほどの関係でございますけれども、日数も確かにかかります。それでうちの場合は戸籍を入れるというようなことで非常に独自の体制だったわけでございます。本来自動交付機は住民票程度だけが、他の団体は多く入っていたわけでございますけれども、戸籍まで含めたというのは県内でもない状況でございました。そういったなかでの開発費用というようなことで、これは20日分、25ヶ月というようなかたちのなかで積算をさせていただいて、その契約をしているというようなことでございます。これは全く開発していたものをそっくり買って来ると、こういう機械ではございませんで、そういったなかで経費が非常にかかるということでございます。

それで、先ほど言った戸籍、附表、そういったものに一切対応できる、あわせて印鑑証明もできるというようなかたちのなかでの機械でございますので、そういったかたちで開発費がかかっているということでございます。

このなかには保守契約等は含まれてないということでございます。それで購入の段階でも説明があったかとは思いますが、当面かかる費用は、数100万円は保守費用としてかかります、というようなかたちのなかで確かお願いしていたというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いたします。

岡村雅夫君 最初の臨時職員の件についてです。確かに今、また塩沢さんとの案配とかいろいろの問題で事務量が確かに多いのでといった事情はわかりました。ということは分室方式でいったとしても、要するに塩沢庁舎、大和庁舎、本庁があって、というかたちで事務が動いていくわけですが、合併事務がなくなった段階ではかなりこういった事務が少なくなるということは、臨時職員は使わなくても当然済める体制が組めるというふうに私は今の説明で受け取ったんですが、それでいいかどうかひとつお聞きします。

かつて財政が大変だということで、大和町である町長が臨時職員は全て切るといった政策をとった経過があります。そのときは現財政課長もみんないたわけでありましたが、そういったものをひとつまた踏まえてぜひ邁進していただきたいなというふうに思います。

次に電子決裁とかあるいは搬送によってというような話でありますけれども。私は合併論議のなかでこういった電子情報のあれで構築することによって、庁舎なんて、要するにどうしても中央でなくてもいいとか、大きくなっても大丈夫なんだとか、周辺は全然問題ないと。住民に対しては周辺地に住んでいてもたいした問題はないんだということがよく言われたんです。

行政もそういったかたちで、こういった機器を駆使することによってそれなりにできるんだということを目指しているというふうに聞きましたが、それにはかなり相当な期間がかかるというような今の答弁でした。実際はその程度、要するにこのままのことで推移し、本庁に本課が移ってきて、後はまた同じような搬送事務でやるというような感じが当分続くというふうにとらえていいのですか。ひとつもう一回お聞きします。

次に自動交付機の問題ですが、担当委員会等でも旧大和町の委員会でも視察等でこういった自動交付機というものがあるというような話を聞いていたわけでありましたが、私はある程

度こういう開発というのはされていて、そのシステムというものはあるもんだというふうにとらえていたんです。今、聞いてみると戸籍事務が別に余計に入ったんだと。だからもうまるきり違うものを構築したんだということのようでありますが。

私は開発したシステムというのは、その開発会社が権利を持つと思うんですよね。そうすると要するにその開発にこの3,000万円からかかるということになりますと、じゃあ同じシステムを塩沢に入れる場合なんてのは、開発費はいらないというふうにとらえてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどういう説明になるんですか、ひとつお聞きいたします。

総務課長 最初の臨時職員の件でございます。正職員を減らせば減らすほど、またその仕事も特に課税事務とか、課税のその申告事務、それから課税期間、2月から3月、5月にかけて、非常にその忙しい期間というのがあるわけでございます。業務によってはそういう部分があります。それから長期的に病欠、それから産休という職員が出て来るわけでございます。

職員をぎっちり絞込みますと、その部分はどうしても臨時に頼らざるを得ない。ある程度の職員の余裕をもっていけば、そういう部分につきましては職員のなかで対応ができるということではありますが、正職員の方を詰めれば詰めるほど部分的な業務につきましては、臨時に頼る。これがやっぱり経費的には一番安い方法だかと思っておりますので、合併が終わりまして合併事務、それから特殊の事務が終わりまして、庁舎が一本化できた暁にも、やはりどうしても一部の部分につきましては臨時を使っていきたい。有効に臨時を使うことが人権費削減に一番効果があると、こんなふうに考えているところでございます。

それから後いろいろの決裁、それからコンピュータの利用でございますが、かなりの部分ではもうみんなコンピュータ利用でやっております。特に予算管理、それから財政部分の管理等につきましては文書をやりとりしないで、機械のなかで予算管理を、それから補正とか、そういう部分につきましてはもうみんなやっております。ただどうしても文書が回らなければならないところも一部ありますので、庁舎間につきましては書類の板というものも決裁文書の板というものもあるということでございます。以上でございます。

企画情報課長 交付機の塩沢に対する開発費なんですけれども、一切かからないということではございません。若干、現在17年度予算で購入予定のなかには、その開発費として約400万円ほど入っています。これは文字テーブルの開発ということで、戸籍に対応するとか、そういったものを開発する費用でございまして、相対的に先ほど市の方で入れたほどの開発費はかなり浮くということです。

岡村雅夫君 では1点だけ、一番最初の臨時職員の問題です。要するに3町の職員がみんな寄るわけですよね。そしてそれぞれに業務分担するわけですよね。ところが今の段階ではその通常業務をしながら合併引継ぎ事務なり、何々事務なりがあるということです。とりあえず合併してひとつになった段階では、それは3つ庁舎があろうが何しようが。それぞれ分散しようが、分室化であろうがいいですが。そうした場合は、定数から言えば定数なんで

すけども、私はいくらかのゆとりができるわけだと。要するにその事務をこなしながらサービスができたわけですから。ですから通常に動き始めたときには臨時職員にはそれほど頼らなくてもできるのではないかなというふうに思ったので、そこをひとつ確認をしたいわけです。

確かにぎりぎりにすれば病欠、産欠、また長期休暇、あるいは認められた休暇をとりたいというときにはそれは必要になるわけでありませけれども。要するに目標は、自然退職と不補充の問題で調整していったって、いかに削減していくかという10年間の目標があるわけですから。当初はよっぽどこの合併に際して、あるいは合併が済んだ時点で退職がない限りはそれなりのゆとりが私は出ると思うんです。ところが細分化することによって、この業務は俺の業務だと、隣人はされないんだというかたちであるからそうなるのであって、ある程度経験者も、同じ事務の経験者もいるわけでありませるので、そういった連携ができるような体制を作ることによって賄われるのではないかなと。そうすることによって、将来の構想がきちんとできていくんじゃないかなというふうに思うんです。

ですからどうしても税務課が、3月からあるいは2月から5月までとんでもない忙しいんだという言い方もそれもわかります。そういうのでさえも多分かなり包含できる力を持っているのではないかなんていうふうに私は思いましたので、その辺の見通しをお聞きしたいということなんです。

目標になったときはあれでいいですよ。今言った総務課長の答えになるんです。ところがそれまでずっと同じ体制でやって、考え方でやっている、そうになったときににっちもさっちもいかない状態が起きると。そのときにはまた機構はもっと柔軟な機構になっていなければ大変なことになるのではないかと、この話をしたわけです。

総務課長 臨時職員につきまして、一般事務の方は、もうほとんど先ほど言いましたようなかたちで臨時を使っていない状況になってきております。特に今、この予算に出てきていますように産休代替だとかそういう部分でございますが、どうしても保育園、それから学校の関係、給食センターの関係でかなり今臨時の職員がおります。この部分につきましては、合併後もどうしても臨時でかなり行かざるを得ない。また保育園等につきましては、一部公設民営の議論も出ておりますが、そういうかたちのなか当臨時で行かざるを得ない。

それからこここのところの合併の話が始まりましてから、職員の採用を極力今、控えております。17年度はゼロでございます。そういうかたちのなかで退職はかなり進んでおります。職員数でいたしますと、平成13年頃の職員数で、3町合併のとき131人削減という目標を立てた時点に比べますと、現在では30名くらい減っている状況でございます。

そんななかでございますので、当面分庁方式を進めていくなかでは、臨時職員を使わざるを得ない。またここ、来年、再来年頃からは急激に職員の削減、退職等も出てきておりますので、そのなかで2分の1とか3分の1という考え方が今、出ております。極力採用を控えながらやって、職員を早く減らして一部は臨時に頼りながらというのが、一番効率的なやり方じゃないかなという。職員の方で余裕が出ればもちろん臨時は使わないなかでやっていき

たいところでございますが、そんな状況かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

遠山 力君 それでは90ページの電算システム統合業務委託とそれから統合電算システム保守業務委託とそれから電算システム修正委託というのについてお伺ひいたします。同じ年に1億9,000万円もかけて統合電算システムというものをしたんですけれど、その同じ年に修正600万円もかけて修正するというのがちょっと解せないんですがそのこのところと、それからちょっとくらいの修正だったら保守業務というなかには入れられないのかということでもあります。

それからもうひとつは、この修正というのが毎年出て来るものだろうか。と言ひますのは、どうも最初からわかつていた修正じゃないかなというような気がするものですから、こういうことをお訊ねするわけですが、お願ひします。

企画情報課長 大変申しわけありませんが、修正の部分につきましてちょっとここにデータを持ってきていません。後ほどお答えしたいと思ひます。

遠山 力君 そうしましたら修正はそれでいいんですが、ちょっとした修正くらいは保守のなかに入らないんですか。そのこのところを教えてください。

企画情報課長 軽微なそういったものにつきましては、そういった面で費用をかけないようになるべくなかでやらせていただひています。けれども当面どうしてもいろいろのなかで別費用というようなかたちのなか、どうしても請求が来ます。契約以外の項目が入って来るとのことでございます、調整が可能なものは予算のなかに出て来ないような枠のなかでやってありますけれども、どうしてもというのが大体出て来ます。突発的な事項というのが非常に起き易いというようなこともござひまして、そういったなかでの対応でございます。

なるべくそういうことがないように、事前に担当のなかでもっての協議は毎月しているわけでございますけれども、そういうものは必ずしも完璧ではないというようなことでどうしても追加が起きるとのことでございます。

先ほどの、電算システムの修正委託料でございますけれども、当初の予定の構築のなかに含まれていなくて途中で追加されたということで、健康管理カスタマイズというのを新たに構築したという、この内容でございますので、よろしくお願ひします。

遠山 力君 そうしますとこれは修正ということではなくてシステムのなかの機能の追加というような感じになるわけですね。そうしますとじゃあ毎年毎年ある修正は 毎年修正というのなんて出て来るなどというのはおかしいんですけど その委託料のなかにはちょっとくらいのは入れて、修正というのは毎年出て来るものじゃないと。システムはもう完成したんだということでもいいわけですね。以上です。

企画情報課長 そのようなかたちで行きたいと思ひています。

和田英夫君 徴税費のことでちょっとお伺ひします。この資料の方で口座振替状況があるわけですが、45パーセント、34パーセント、57パーセント。ちょっと低いのかなという感じがするんです。担当課長は、まあまあこういう大きな市になるとこんなものだとい

う考え方なのか。これは収納率に関係すると思うんですが、希望的な口座振替率はどの程度に考えられているのか。

それから88ページに職員の間ドックの関係があるわけですが、これは大体どのくらいの割合がこれ予算的に、まあまあ5割くらいドックを受けられているのか。ちょっとその辺をお願いをします。

それからこの自動交付機について。先ほど数字的に言われましたが、この資料によれば3月1ヶ月で309件です。問題はその後の流れで大部分が自動交付機に流れて利用されているのか。なかなかちょっと億劫だから自動交付機よりも窓口へ行ってちょっと手書きでお願いしようかという、このへんの傾向はどうですか。本当は大部分が自動交付に行かなければならないわけだが。土、日はそれでいいわけだが、平日はどの程度の状況になっているか。これが本当はかなりあそこへ行ってもらう方がいいわけですけどね。

税務課長 今のご質問のなかに、口座振替のパーセンテージでございまして、おっしゃるとおりでございまして、率直に申し上げて、詳細なデータをちょっと今、持っておりませんので、同規模の市町村がどの程度あるかちょっと確認してからお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

(「いや、担当課長の希望的な長年の経験で結構なんですけれど」の声あり)

税務課長 希望ということでございまして、強いて言えば国保税が57%いると。これはすごく納期が多いんです。残りのものは4期のものが多分市民税と固定でございまして。金額の方もばらつきがございまして、窓口においでになる方のお話をちらっと伺いますと、額が大きくなるということと毎年変動するものだから、自分の所得が。ある程度その口座を嫌う方も若干おられるということと考えますと、私の希望としてみれば、国保の57パーセント、60パーセント前後が一応目安かという感じは持っております。以上でございます。

総合市民課分室長 自動交付機の利用状況について説明申し上げます。この3月から実際に自動交付機を稼働させたわけですが、そのなかで現在の状況としましては、印鑑登録をベースにしながらやってきたということで、大体今、2万3,000人の皆さんが印鑑登録をしてあるということになっております。そのなかで実際自動交付機、いわゆる暗証番号を入れて、換えて来られた方々が2,700人くらい、大体12~13パーセントくらいまでいったかと思っているわけです。

そのような状況でありまして、これらをもう少し増やさないと交付率が上がらないだろうというようなことで、できるだけ登録してもらうようなかたちで 登録というか、暗証番号入れてもらうというようなかたちで進めております。しかし若い人たちの皆さん方においては実印なんていらないと。住民票であればいいんだと。あるいは戸籍があればいいんだと。ということで、この7月からは今度は市民カードということで、登録をなくしてもできるというような方向に切り替えたわけですが。若い人たちのなかでは、窓口でわざわざやるよりも、自動交付機の方でやった方が非常に煩わしくなくていいというような印象を受けております。あるいはまた時間外のなかで利用できるというようなことを言うておられる方が

おります。

ただ、残念ながら高齢者の方々のなかでは、どうしてもわかり難いというか、窓口に行っ
て皆さんと話をしながらした方がいいというようなことも言われております。私どもできる
だけこういう時代ですから、カードに慣れていただいて、ご利用していただくようなかたち
で進めておりますが、これから徐々に進むのではないかというふうに考えております。

総務課長 人間ドックの補助でございますが、この決算では311人分ということで、
全体的の7割強くらいが受診していただいているというふうに感じております。1人8,000
0円の補助になっております。

種村俊夫君 96ページ、本庁舎のところの宿直業務委託料がありますし、102ペ
ージの開発センターのところ。先日の一般質問に関連いたしますが、今は大企業の会社でも
宿直業務ってしてないんです。警備保障がほとんどしてまして、こういうところにそうい
うお金をかける必要があるのかどうか。

あと地域開発センターですが、先日の話ですと仕事の内容は、遺族会の決算書、予算書を
作ったり、健全育成のをしたりという話がございましたが、そういうものって開発センター
長がする仕事ですか。それは違うと思うんです。健全育成会には健全育成会の方から出てま
して、大和地区ですとその公民館、分館でやっています。遺族会だってそんなにその予算書、
決算書を作る必要があるんですか。そういうものって非常に私は地域開発センター、こ
の前の一般質問は総合計画でしたので、細かい質問はしませんでした。これが非常に無
駄だと私は思います。

今はそういう出先はなるべく精査しまして、ましてその開発センターを使うというような
宿直業務なんて、大金を置いておくわけじゃありませんし、必要ないと思います。コピー機
もここに20何万円も乗っていますけれども、そんなに毎日毎日開発センターでコピーをす
るんですかね。宿直員や日勤者がいてしなきゃならないか、という感じです。

六日町区においては文書を用務員さんが配るんだとか言っていましたけども、そういうも
ののために地域の行政区割りはあるって、その班長さんとか何かそういうのができているとい
うことに私は繋がっていると思うんですよ。非常に私はこれは無駄だと思うんですが、大金
が使われています。これ必要ですか。

市長 開発センターの件であります。この間お答えしたように六日町地区は城内、
五十沢、大巻が大体こうだと思ってください。遺族会の関係、青少年健全育成の関係、交通
安全対策協議会の関係、地区区長会の関係、教養講座の関係、各種行事、これは分館の関係
とかですね、それから分館協議委員会、それらの関係。それから総務課の庶務の事務。それ
から福祉保険課では戦没者追悼式の関係、敬老会、商工観光関係ではやはり観光施設の町民
優待割引券の発行だとか。必要ないものなんてなんでもないです。

こういう、このくらいまでやはりきめ細かにやっていくことが私はいいいと思っているん
です。そのための費用であれば別に何の無駄というものじゃない。私はそう思っています。じ
ゃあ例えば青少年健全育成の関係を全部そこからとったらどうなりますか。やれないですよ。

(「大和はしていますよ」の声あり) 大和は大和でどうしてしているか私はわかりませんが、(「市長がわからないなんて言うてはだめですよ」の声あり) いやわかりません。全然それはわかりませんが、じゃあこの会費の徴収から育成会だよりの発行から、例えばこういうことを全部一人でやっているんですか。

(「会でやっていますよ。分館で協力してやっていますよ。」の声あり)

議長 私に断ってから発言してください。

(「申しわけありませんでした。」の声あり)

市長 例えば交通安全関係ですね、こういうことをきめ細かにやっているわけですから、いらぬものだから切って捨てるという議論には、私はならない。それはずっと調べていってこのなかのひとつくらい、これはもうなくなつていいじゃないかと、そういうのは出るかもわかりません。遺族会関係はまだでも、ちゃんと遺族の皆さん方が各地区に100人以上いらっしゃるんです。100人以上まだ。200~300人います。その皆さん方がいろいろやっているのにお手伝いしないなんてことはできないですね、これは。それはみんな遺族でやりなさいなんてそういうわけにはいきません。そういうことを考えれば、時代と共に消え去るものはあるかもわかりませんが、一刀両断に切って捨てるような問題ではないということだけ私はお願いをしておきます。

種村俊夫君 じゃあ、大和の例を言います。何で大和を知らないなんて言うのか。合併したわけですから、大和を知らんなんて言われては市長ですから本当は困るわけです。そのために市政懇談会で市長から回ってもらったわけですから。戦没者のまずあれですが、私はいつも大崎地区の招魂祭も出ます。区長会が主催してやります。でも一切その文書なんてものは、予算書だって他の手をわずらわせないで遺族会でやります。今、招魂祭に行きましても、直接の関係者は大崎地区で1人です。出席者たった1人です。連れ合いだとか、そういう方の直接の関係者は1人なんですよ、もう。それで招魂祭もそろそろ廃止しようかという話も出ているんです。

あと健全育成条例の健全育成会のあれも、健全育成会は大崎地区、東地区、浦佐地区、藪神地区、ちゃんと自分たちで活動をやって、会報も出しているんです。分館やそういう手を煩わせないです。自分たちでやっています。予算書も全部作ります。なんでそれが必要なんですかと。まして宿直なんてなんているんですかと。コピー機がこれだけのお金を使って何で必要なんですかと。だから無駄を省くためには省きましょうよということです。

育成会だとかそういうとこだつて補助金が出ているわけでしょう。町から出ているわけですよ。それであれば育成会からその分の分担金を貰えばいいじゃないですか。そうでなければ職員をそこに1人派遣して全部の業務をしたっていいんじゃないですか。

新たに今、それで130何人を削減するという計画があるわけですね、合併のときに。ということであれば1人を派遣するとか、市長が先日言いましたようにその機能を強化したいんだつたらそこへ派遣をしたらどうか。この分庁舎のもっと最先端をその地域でやりたいんだということであれば、非常勤職員じゃなくて、常勤職員をそこに置いて、1の方がその

地区の担当を1人とか2人でやればいいことであって、130人削減しようとしているわけですから、今。

そうすれば、こういうものはいらなくなるんじゃないか。もし市長がこの前の一般質問のように本当に充実させたいのであれば、この業務は役場職員でやりましょうよ。こういうのが必要なものであれば、それ必要なんでしょう、市長が言うには・・・

議 長 総務課の質疑でありますので、施策の話だけを。

種村俊夫君 だと思んですが、いかがでしょうかね。

議 長 六日町はそうして来たということなんです。

種村俊夫君 市長、そう思いませんか。ですから無駄なものはきちんと省いて、転換なりする必要がある。ですから私はこの予算書の金額は大きすぎると思っています。決算、いっぱい使い過ぎていると思っています。

市 長 考え方の差ということになればそれまでですけども、最初に申し上げますが、私は職員をこれから各分館というか開発センターに、これから塩沢と一緒にしたらそれぞれの地域に職員を置いて、地域はやっていこうと、そう言っているんです。今、臨時というか嘱託でやっていらっしゃる方が、直ぐには辞めさせられませんが、大和の方にも今度は職員を全部配置していこうと。そしていろいろ地域の業務をみんなやってもらおうと、こういうことを言っているんです。ですから、それは向かう方向は同じでしょう。

それで遺族の直接の方は1人しかいないという、みんなほとんどそうです。今はもうみんな直接の遺族の兄弟だとか、子供だとか、親なんてもうほとんどいません。そういう方たちでもやっぱり戦没者ですから、自分の兄弟が死んだとか叔父さんが死んだとかそういう思いはみんなあるわけですから、そういうお手伝いしているのが、何が無駄なんでしょうかね。全くそういうことは私はわかりません。

それからもう1つ。宿日直がどうかと言いますけれども、今、地域の開発センターは全部、相当夜、使っているわけです。ものすごい回数です。そこに10時までいるわけです。泊まっていません。10時までいていただく。それできちんと戸締りをして帰ってもらう。そういうことをやっています。土、日はやっぱりそれだけすごく使うものですから、そこで宿直ですかね、日直ですか。日直関係をやっていただいております。

無駄な部分があればそれは削りますよ。無駄な部分があれば削りますが、ただお金がこれはまたしかも16年度決算ですからね。これが多すぎると言ったってもうやっていることですし、これからはさっき言ったように方向性はこうだ、という話をしているわけですから、あまりにもその比べて、ああ、あちはこうしてなかった、こっちはああしていたという議論はここはやっぱり避けるべきだと思うんです。これからやってください、これから。17年度の予算のなかでもしやるんだったらやってもらって、18年度の予算で今度はやってください。(「そんなこといったら質問できないですよ」の声あり)

だからこういうふうに使っていますと言っていることが、無駄だということにはあたらない、ということを私は申し上げているんです。それは考え方の違いですから仕方ありません

けれども、一応そういうふうにして使っています。無駄だというふうは一切、私は今のところは感じておりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第2款総務費に対する質疑を終わります。

議長 休憩をします。議論に疲れたので休憩をします。2時40分まで休憩をします。

(午後2時20分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後2時40分)

議長 休憩前に引き続き、一般会計決算についての説明を求めます。

第3款民生費の説明を求めます。

福祉課長 (説明を行う。)

総合市民課分室長 (説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

保育課長 (説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議長 以上で民生費の説明を終わります。民生費に対する質疑を行います。

岩野 松君 まず1点目は歳入の部で聞きそびれたんですけれども、保育料の滞納が結構な額がある。1,400万円くらいあるということをお聞きしましたけれども、この年度のこの5ヶ月間の滞納と解釈するにはすごく多いなというふうに思います。保育料というのはそもそも前年度の収入によって算定する仕組みになっていますけれども、滞納されている方への指導とか、援助とかなども含めてどうなっているのか、まず1点お聞きしたいと思います。

それと細かいことですが、132ページの私立保育園の委託事業費に野の百合とめぐみ野の委託料がちょっと数字が違います。けれども園児数は同じように書いてありますし、規模としては同じくらいなのかなと思いますけれども、これは実際に入所している方の違いから来ることなのか、どうなんでしょうかということ。やっぱりそうすると違うものなのかなということでありあます。

すみません、前に戻ります。紙おむつ給付委託料、118ページに関してです。紙おむつは所得によってというか、収入によって4,000円と8,000円ですか、補助があります。六日町の住民でこれを使っている方からですが、今までは例えば収入のある方で4,000円の補助をもらえる方が4,000円より余計買ったときの申請をしたときには、プラスの部分は個人負担すれば4,000円までは払ってもらえたと。しかし何か今年からなのかどうなのかそこはちょっと聞きそびれたんですが、4,000円未満にして欲しいということを言われたそうです。指導されたというか。それでその増えた部分というか、例えば3,70

0円くらいだったから尿取りパットをもうひとつ入れて、4,050円くらいになった。50円は自分で負担するけれども、4,000円分までは補助でもらえるのかなと思って申請したら、その紙おむつ、尿取りパット分は全部割愛されたということがあったんですけども、そこらへんどうなったのかお聞かせください。

保育課長　それでは保育料の滞納の関係の質問がまず1点目でございます。この年度市の方に繰り越された滞納の金額は416万1,000円ということで決算になっているわけでございます。この内訳はそれぞれ旧町部分のものを引き継いで11月1日に調停をして、その後現年分の滞納と合わせた結果が416万1,000円という金額でございます。なお、その後これに至るまでにはそれぞれ滞納されている皆さん方に面接をしながら、お話等を聞きながら、督促等もしながらやってきたわけですけども、結果的に滞納になった。ということでこのなかには、旧大和町分、旧六日町分も含んでこの数字になっております。

それで今までどういうふうな対応をやってきたかということでございますが、会計閉鎖期等に向かいますと、それぞれ本人と面談をするなかで、滞納保育料は税金と違うわけでございますので、結果的にそこに穴が開くと公費、他の市税で埋めなければならないという部分があるわけでございますので、極力滞納にならないようにということで再三お願いをしております。ですが結果的に滞納になったということです。なお納付の計画書等々を入れてもらいながら、少しずつでも現年の保育料に達して納めていただくようにということで、現在までにこのうち55万円ほどは収入になっておりますが、依然として解消になっていないというのが実態でございます。

なお人数につきましては、旧大和町で14人、六日町地域で24人、合計38人でございます。

それから、野の百合の委託の関係の質問でございました。なぜ違うのかということでございますが、それぞれゼロ歳児、あるいは1～2歳児、4～5歳児等々の入所を受ける人数が違いますので、それぞれ国の示した措置単価が違います。したがって委託料に若干の差が生じるという内容でございます。以上です。

福祉課長　118ページの紙おむつの関係でお答えいたします。平成16年度につきましては、六日町地区は取扱い店を町内に6カ所設けまして、それぞれお店の方に行って買っていたと。そのときに自分の限度額　これは非課税ですと8,000円までですし、住民税が12万円以下の方については4,000円までということで、2ランクあるんです。その額が来るまでは利用券というか私どもの給付のなかでやれるんですが、お店で買うものですから、増えた場合は自己負担をしてもプラスして買えるという、こういうメリットがありました。

それで17年度からは大和地区と六日町地区を統一させていただいて、大和地区は前からそうしていたんですが、それぞれ宅配といいますが、個別にお家の方に業者から届けていただくようにしてあります。その限度額につきましては、今ほど言いましたように、非課税世帯については8,000円、課税の12万円の方については4,000円とその額は変わらな

いんですが、今度はそれぞれ業者から直接お宅の方へ届けるということにしたものですから。そうするとそこでお金が余計になるとまた清算の事務が生じてしまうというふうなことで、市役所の方の経理としては、8,000円なら8,000円以内にしてくれと。限度ですよ、ということですのでそういった話をさせていただいています。

ただその後、業者の方といろいろ話をするなかで、業者の方で8,000円のほかにこういうのを持ってきてくれということであれば、お家に伺ったときに取り次いでくれるというふうなことでしておりますので、それ以上に必要な方についてはそういったことで今、対応をしているんじゃないかと思います。以上でございます。

店で交換するために、プラスしてもオーケーだけれども、今度は宅配することによって、限度額というのは経理上処理ができなくなるということなんです。

岩野 松君 その保育料のことですけれども、それなりの滞納者が38人というのは多いのか少ないのかということもありますけれども、やはり私は滞納であるということは現状で払えないと認識できるのか、それとも払えるけれども払わないのか、というところが税金とはまた違いますけれども非常に難しいと思います。そして確か私が税金未納者の方と一度お話したときも、前年度はこれだけの収入あってそれなりの使い方をして、今年は仕事が全然なくなって払えないと。そういっても、督促料なんか来てもそういうときは落ち込んできて役場へも来る気もしないし、結局滞納になるんだ、ということをお伺いすることがあります。結局現状で払えない場合は減額するかそういう措置が、申請するんだっただけでできるかどうかということをもう1回お聞かせください。

それから紙おむつのことですが、宅配になったっていうのは初めて聞きまして、そうすると今までもあまり選べなかったんですが、品物が1点になったという、その種類はいろいろあるらしいですけれども、ひとつのところから庁舎の方へ納入されてそれが宅配になって来ることによる、4,000円なり8,000円なりになったということなんですか。

保育課長 滞納になっている保育料を、今の状態で減免、減額ができるかということですが、できません。というのは前年の一応のルールがありまして、所得税なりの額で翌年度の保育料が確定をされているわけですので、それなりの収入なり所得はあったというふうな方たちで保育料は算定されます。したがってその部分をなかったことにして、今、まけてくれというわけにはいきませんので、なるべく滞納にならないような工夫をして、現年度分に合わせながら分割でも結構ですのでもなるべく納めて欲しいということで、計画納付ということで対応しているところでございます。以上です。

福祉課長 それぞれ対象になる商品については、事前に業者から見積もりを取りましてまた現物を確認したなかで、私どもが個別に配達する商品は統一しております。そのなかには先ほどありましたように、履くパンツだとか、尿取りパットだとか、いろいろな種類はありますが、そのひとつひとつの商品は指定してあるということでございます。ただなかでも機能も十分チェックしておりますので、支障はないかと思っております。

中沢俊一君 児童福祉費になりましょうか。先般の質疑のなかでしたでしょうか、保育

士さんがおたより帳を書かなくなったというような話がありました。私はこんなことは本当に怠慢もいいとこだと思います。民間の保育園であればこういうことはないわけですし、時間から時間、子供さんを預かっているんだったらこんな楽な仕事はないと、民間の保育所の経営者はよく言っております。親御さんへの相談業務であろうが、こういうおたよりの交換であろうが、本当にこういうのは子育ての基本ですよ。本当にこういうことがあるから職員への批判もあると思います。今のそういう相談業務であるとか、保育士さんと家庭のその連絡であるとか、現状をちょっと教えてくれませんか。

保育課長 おたより帳を廃止したということの関係でございます。実は合併協議を進める段階で、大和地域における保育園では、それぞれ各行事等々の写真、スナップ写真をそれぞれずっと1冊のアルバムにしてそのコメントを保育士さんが書きながら、月に1回くらいずつ保護者にお返しをしていた保育園もあったと。ただ大和地域の保育園のなかでも、浦佐保育園のように非常にいろいろな変則勤務がある保育園があります。その浦佐保育園については、3年くらい前からもうその対応ができないということで、写真だけをお渡ししていた。ただ、それ以外の保育園で比較的延長保育児もいないと、あるいは特別保育の該当者もないというような部分では、アルバムにしてそういうふうに差し上げておったということがありました。

合併協議を進める段階で、六日町地区につきましては、そういうことは前からもやっていないということで、それぞれ現場の保育士、園長さんがその部分を最後まで事務調整に詰まったというような話を聞きました。最終的に合併後はその部分は止めようということで、写真はそれぞれ皆さんにお渡ししますが、アルバムに閉じてそれぞれ思い思いのことを書くのは保護者の方からやってもらうことも、またこれもいいんじゃないかというような思いもあったそうでございます。そういうことで取り止めになったということです。

ただそれ以外にそれぞれ保育乳児に対する特別保育の関係、あるいは延長保育の導入等々の対応をするなかで支援をしていこうというようなことで、その部分は止めたということです。ただ、日々の状況等につきましては、それぞれ保護者がお迎えに見えられる段階で、担当の保育士あるいは園長さんからそれぞれ口頭でお話をしながら、コミュニケーションを図っているというようなことは現在も行っておりますが、おたより帳、あるいはそのアルバム等につきましては現在のところ対応してないというような内容でございます。

中沢俊一君 ちょっと先般の答弁と違うような気がしました。それはそれで仕方がないと思っています。私は現場のことは知りませんから。今の答弁のなかですが、以前には迎えに来たときだけじゃなくて、相談業務と言いますかそんなことを確か手がけたような私は気がしました。今のあれだとそういうことはやっていないのかな。出迎えとかそういうとき以外の。私が民間の保育所へ行くと、ときどきそういう親御さんが時間外にいるものですから、ちょっとそれに今、どういう対応をしているのか聞かせてください。

というのも私、北魚沼の広神村のちょっと例にこの間触れることがありまして、非常にそういう保育業務に力入れていると。若い人が増えているんです。子供さんも増えているとい

う話を聞いて私びっくりしました。やっぱりこれからのそういう家庭への一番のサポートというのは、ある程度の目玉になると思っていますので、力入れて欲しいと思っています。いかがでしょうか。

保育課長 大変失礼いたしました。日々のそれぞれ保育園にお迎えに来た段階で、あるいは保育園に通っていない人たちの在宅にいる保護者の皆さん方の相談業務というのは、それぞれ各園で365日と言いますか、空いている間はそれぞれ相談に応じています。特に子育て支援という一環のなかで、六日町地域の保育園では、それぞれ園庭の開放、あるいは保育園に遊びに来てくださいというようなことを通じながら対応していますので、全然相談に応じないというようなことではありません。日々やっております。

駒形興一君 1点だけお願いします。118ページの高齢者住宅除雪援助委託料ですが、これに対する財源内訳はどのようになっているのか、お示しをお願いします。

福祉課長 これにつきましては、率をちょっと確認しようと思っています。後でお答えいたしますが、県費の補助も入っておりますし、それから個人負担が2割入っておりますので、そういうことになっております。

駒形興一君 私はこのやり方がいいとか悪いとか言っているのではありません。3月議会で今年は特別の豪雪だから、もう少し援助を増やした方がいいんじゃないかという発言をさせてもらいました。先ほど私が発言したようにこれはやっぱり国から出るべきお金なんです。市がこれを負担したり、県が負担することはないんです。だからこの財源内訳はどうなっているのかと。こういうのはやっぱりきちんと確認して欲しいと思います。

これはやっぱり、これは不利益地帯の宿命であってはならないんです。だからその豪雪地帯のこの不利益のことを、もう少し我々も含めて声を大にすべきだということを言っているのであります。できればこれに加えてできるのであれば、もう少し回数を8時間かける3回ではなくて、もう少しできればいいんですけれども、これを市が負担をして増やすことが決して正解ではないと私は思います。これはやはり、こうした状況をきちんと国県に対して示すべきであるというふうに思っています。そういう意味で財源状況をきちっと示して欲しいと、こういう質問でございますので誤解のないようお願いしたいと思います。

福祉課長 申しわけありませんでした。県の補助金が4分の3。2割が個人負担ですので、その残りの8割に対しての4分の3が県の補助金というふうなことで、17年度からはそれが一般財源化されまして、補助金からはなくなったということでございます。

(「交付税の算定基準になっているんですね」の声あり)

福祉課長 三位一体改革です。

岡村雅夫君 122ページの国民年金事務費ということで、ちょっと傾向を伺いたいのですが。以前は自治体で徴収をやっていたのが、今度は社会保険庁になったということですが、非常に滞納率というか、要するに徴収率が悪くなったということをお聞きしています。一般の住民としてみますと、この加入、脱退事務だけを今自治体がやられていると思うんですけども、なかなか徴収が思うようにいかないというところは、まるきり市としてもう関与

しないんだと。それ以外に住民税や国保の方が大事だというような感覚かどうかちょっとお聞きしたいんです。

やはり要するに納税というか、将来の問題等もやっぱり懇切丁寧に徴税業務のなかで、もし年金も納めていないのであれば、こういうとき困りますよとか、こういった猶予があって猶予という話は大体みんなが知っていると思いますけれども 将来の生活設計が成り立たないと困りますよというようなことで、他の徴税事務と一緒に指導をどうなされているかちょっとお聞きいたします。

そういうことをすることによって社会保険庁との関係もまた、今度はまた自治体に任せようかなんて話もあるようでありますので、その辺がどんな状況であるかひとつお聞きいたします。

次に126ページの結婚・出産祝事業費というのがありますが、これは各旧町でやっていたことが並べられているような感じ、要するにその地域に残っている、大和町の方は大和町の元の条例どおり、六日町の方は六日町の記念品というようなかたちで執行されているのか。これはだぶってもらえるのか。そうじゃないと私は思って見ているんですけども。そしてその後はどういうふうになるうとしているのか。これは暫定の5ヶ月であるから、こういったかたちで要するに現状を継続したというのであると私は見たんですけども、今後の計画等あわせてお聞きしたいと思います。

それから134ページの民生費、生活保護についてです。こういった事務が今度市で直接やるようなかたちになったということだそうですが、今まで生活保護とかあるいはそういった心配の相談を我々に持ちかけると、じゃあ県にそう言うておきますと。あるいは福祉事務所にそう言うておきますというようなかたちで、案外その自治体の職員として調査等その細部には入らなかったのではないかなと。それが一挙にこういうかたちをやらねばならないということになりますと、かなりその分野に通じた人でなければ大変なことが起きるのかなという気がします。そういったその準備というのはどういうふうになされたのか。マニュアルがあって、マニュアルどおりやっているだけだというようなことなのか。その辺ひとつ教えていただければありがたいと思います。

総合市民課分室長 年金の業務でございますけれども、ご承知のように社会保険庁の方にこれが移管されたわけでありまして。私どもについてはあくまでも加入、脱退あるいは窓口におきまして、いわゆる若者の所得の低さというような問題がありまして、そういった人たちの相談等もあります。制度のお話なども多少はいたします。そういった事務に係わる程度で、実際の内容について、どの程度納付になっているのかということについては公表されておりません。私どもとしては国の方の事務としてお願いしているというような状況でございます。

保育課長 結婚・出産祝金の関係ですが、これは11月1日、新市になってからの実績がここに反映されているわけでございます。旧来、それぞれやり方が若干違っていました、この年度からはそれぞれ統一した内容で引き継いでやっているということですので、暫定と

いう扱いではございません。祝金条例に基づいて支給をしているという内容でございます。

岡村雅夫君　じゃあこれはだぶってもらえるわけですね。どういう内容なのか。これは3つあるでしょう。

保育課長　旧大和町時代は出産祝金のチャイルドシート、あるいは結婚祝記念品購入費のアルバム等はやっていなかったと思います。ただ、六日町地域ではすこやか誕生祝い金はなかったというようなことがありましたので、それぞれ両者の制度をそっくり揃えまして、11月1日からは六日町のやっていた分、大和町のやっていた分を揃えて両方でスタートしたと。

岡村雅夫君　両方もらえるということですね。

保育課長　そういうことです。それはそうです、両方です。

(「それぞれでしょう」の声あり)

保育課長　すみません。すこやか誕生祝い金につきましては第3子、第4子という制限がございますし、それから出産祝金につきましては出産した段階でもらえるということですし、結婚記念につきましては、婚姻届の段階でというようなことですので、両方というのが私ちょっと勘違いしましたが、それぞれ制度があるということです。

福祉課長　生活保護の事務が、合併し市になることによって新たに発生したわけですが、合併する前3ヶ月、8月からでしたが、大和と六日町それぞれ職員を1人ずつ県の福祉事務所の方へ派遣しまして、事前に勉強してもらったというふうなことで、引き続きその方が合併後も今の事務に就いているというのもあります。

11月からは、県の福祉事務所から市の福祉事務所の方に査察員を派遣していただきまして、実際現場と一緒に歩きながら指導してもらいました。11月から3月まで5ヶ月間。大分そういったノウハウは蓄積できましたが、実際のいろいろな困難事例があります。そうした部分については今も保健所だとか県の福祉事務所等との協議、あるいは市の職員のなかにも保健士等そういった部分で精通している方がいらっしゃいますので、いろんな機関と協議をしながら対応しているというのが状態です。以上です。

岡村雅夫君　122ページの国民年金についてですが、大体そういう答えが返ってくると思ったんですが。私は公表されていないからとかという問題はちょっと。どれだけの徴収率だろうが知らないということであると、どうもちょっとサービスの低下かなと。もし知らないでそれなりの老後の問題とか、あるいは障害等の問題でということになると、直接その保護なり手当てがいただけないというようなことが起きやしまいか、なんていう心配をちょっとしたんです。

聞くとところによると日本の平均が60パーセントというようなことでありますので、半分近くが納めていないという状況があるようであります。そういったなかからしてみますと、何らかの方法でやはりそういった相談を受けているというような話がありました。猶予だけでもきちっとするようなかたちをとって、そして事故等で障害等を得られた場合も救えるようなサービスを心がけていただきたいなというふうに思います。そして本当は健全な、要す

るに徴収に応じられるようなことになれば一番いいかと、私は思っていますが、ひとつよろしくをお願いします。

さっき結婚・出産祝事業のことについて。答弁では祝金とすこやか誕生祝い金、要するに3子、4子の問題ですけれども、結局3子、4子の方は3つですか、3つもらえると。要するに出産ですから、そういうことでしょう。出産祝い金でチャイルドシート、出産祝記念品購入費、その他にすこやか誕生祝い金。3子、4子の場合はもらえるというふうに私は今、答を弁聞いたんですが。要するに合わせもらいができるということですか。

とりあえず暫定的にこの年度は、要するに旧町の条例を旧町のその地域の方々には適用したというふうなのか、そこを確認したわけです。そして今度将来はどうしていこうとしているのかという、そこをお聞きしたかったわけです。

それから生活保護の問題で、そういった訓練をされたということではありますが、県の方々がそれを専門でやっている方かどうかはちょっとわかりませんが、先般、私たちの集落でそういう問題があったんです。やはり今はなかなか生活保護は、絞ろうとしているのかどうか私はちょっとわかりませんが、非常に実情を把握したうえの指導だと思うんですが、かなりその指導が強くなってきているのではないかなというふうに感じています。

この統計、決算報告の資料から見ましても、死亡等で少なくなったのならともかくそうではなくてこの実数が減っていますので、そういった任務のなかでやられているのか。その辺が本来の生活保護の趣旨と違った方向に行きやしまいかなんていう心配で聞いたわけでありませう。

そして私はこれから専門的な職員を育てるということではありますが、将来的にはやっぱりこういう部門に明るい、要するに資格等をもとらせた方、社会福祉士というのかどういう名前かわかりませんが、そういったそのエキスパートを育てていかなければならない使命が実際にあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられますか。

議長 25番議員、先ほどの課長が答弁したなかに、だぶってもらえるし、暫定のものではないと言っているのに、また聞けばいくら経っても終わらないですね。

保育課長 大変説明が舌足らずで申しわけありませんでしたが、第1子、第2子につきましては出産の関係で申し上げますならば、祝い金の方で該当すると・・・祝記念品の方になるわけですし、第3子、4子になりますれば、祝い金、第3子であれば10万円だけ、それから第4子になれば20万円だけという制度を今、やっておるところでございます。

議長 保育課長、さっきだぶってもらえると言ったから、もう1回ははっきりと申してください。

保育課長 今、調べてもう1回確実のところをお答えさせていただきます。すみません。今、調べてまいります。申しわけありません。

福祉課長 生活保護の対応については、本当に高度な判断というのが必要になります。ただ、基本になるのはあくまでもやっぱり自立をさせるということが基本ですので、生活保

護費を払って毎日暮らしてもらっているから、ああよかったということにはならないわけです。そうした家計のなかでは、やはり特に労働年齢と言いますか、働く能力のあるそういった方についてはかなり厳しく労働を勧めるというふうなことで自立を促しているわけです。ですので場合によってはそういった本人に対してはきつい話になるかと思いますが、あくまでも自立をさせて、自分でまたそういった人生を歩んでもらうと言いますか、自分の力で、というふうなことを基本にやっておるわけですので、そういったことで考えております。

その指導がきつくなったというふうなことではなくて、自立支援をするために、その人、個人個人に対応を変えているわけですが、なかにはそういった場合もあるというふうなことでお願いしたいと思います。

それから生活保護を担当している人については、社会福祉主事ということで、文系の大学で所定の単位をとったものの職員のなかから任命しているというふうなことで、下地があるわけです。後は現場を重ねることによって、そういった指導員として育っていくのではないかというふうに思います。まだ市が始まって2年目というか、まだ1年まるまる経っていないわけですので、何年か続けていくうちにそういった方がどんどん育っていくのではないかというふうに思っております。

保育課長 大変失礼をいたしました。今、出産祝条例のなかで、確認をさせていただきましたが、出産祝いにつきましては、第1子及び第2子につきましては、それぞれ対象者が希望するものといたしまして、5,000円以内の記念アルバム等々が支給されると。そのなかで第3子にあっては一人につき10万円と、第4子にあっては20万円という内容でございますので、重複に支給はされないということです。第3子は10万円、第4子は20万円、第1子、2子はアルバムとチャイルドシートの選択、こういうことでございます。以上です。

市長 この将来ともという話。これは今の子育て支援というかたちのなかで、どうなるかちょっとわかりませんが、見直しをしていかなければならない。これより良くなるか、悪くはならんと思えますけれども、いい方向で検討していきたいということです。

若井達男君 大分時間も経過しておりますので、簡単にやりますので、答弁の方も簡単にわかるようにお願いします。135、136のこの災害救助費。そのなかの災害救助防災部長報償費というのが30万円ありますが、この説明をひとつお願いいたします。

総務課長 今、ちょっと調べますので、ご容赦願いたいと思います。時間をいただきたいと思えます。

議長 10分間休憩をします。45分に再開します。

(午後3時32分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時42分)

議長 民生費への質疑を行います。

総務課長 先ほどの保留させていただきました防災部長でございます。合併直前に地震に遭いました。合併と同時に職務執行者、秋山前大和町長一人になり、なかなか災害対応が

うまくいかないということで、旧両町の助役から11月15日まで防災を担当していただきました。旧助役2名の報償費でございます。申しわけありませんでした。

若井達男君　そうすると、極めて簡単でこれは一時的なものであると。この後はもうないと。なりたくたってなかなか減多なチャンスが回ってこないとなれないと。そういうことで、そうするとこの30万円は一時的で終わるということで理解しておけばいいわけですね。

総務課長　そのとおりであります。

議　長　これで質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議　長　異議なしと認めます。よって第3款民生費に対する質疑を終わります。第4款衛生費の説明を求めます。

保健課長　(説明を行う。)

環境課長　(説明を行う。)

企業課長　(説明を行う。)

議　長　以上で衛生費の説明を終わります。衛生費に対する質疑を行います。

志太喜恵子君　138ページの保健委員報償費のところでお伺いします。私も保健委員の第1期生でありました。大和時代の町民のなかに、保健意識、予防意識そういうことを植えつるために行政で企てられ、そして各地区50人に1人という委員を出して活動する団体でありました。OBではいろいろな会ができております。私の会の合成洗剤問題研究会もこの流れでありました。

それで私が質問したいことは、この保健委員が今、大和町だけというふうにお聞きしました。六日町はないということですので、この将来性はどうなるのか。それをひとつお伺いしたいと思います。

保健課長　現状を先にちょっと申し上げます。説明しましたように、保健委員というものは現在大和地域だけでございます。それから六日町地域には、従来は同様な委員さんもおったようでございます。一応各行政区から1人くらい推薦もらってというような感じで。なかなか六日町地域ではそれが区長さんの奥さんが推薦されたりということで、実態を伴わなかったような経過のなかで、六日町地域では、任意の方、希望者から母子保健推進員という組織を募って組織してございます。

それから今度合併見込みの塩沢地域はいずれもないということで、合併の調整の際はひとつの大きな課題だったんです。それを合併までというのは非常に住民を踏まえた問題ですので、すぐには難しいだろうということで、合併後に何らかのかたちで一本化していかなければならないという課題認識はもってございます。方向性としてまではちょっとまだ整理されておられません。18年度中くらいにひとつの方向を出したいというような考え方でありまして、以上です。

種村俊夫君　148ページ、水質検査手数料です。これ蝦島の水質検査でしょうかね、公害問題の。それとも別のところ全般なのか。

それともう1点、公害問題の結果がどうなったのか。この水質検査が、その検査であったならば、その結果がどうなったのかをちょっと教えていただきたい。

環境課長 この水質検査については、蝦島部分は含まれておりません。蝦島の部分につきましては、平成17年度の予算の方で計上してありますので、そっちの方です。

遠山 力君 それでは、ページは140ページとそれから資料の方の22ページなんです。母子推進員というので、妊婦の訪問というのが2になっているんです。それで産婦の訪問が104になっておりまして、妊婦の方のところを訪問するというのはレインボープランでいえば子育て親育ち、ですか。親は育ちになっているそうでありますので。そこらへんでいくと親を、いろいろお話ししたりして育てると言ったらちょっと大袈裟なんですけど、できるのはその妊婦のときにそういうのを話かけたら非常に有効じゃないかと思うわけです。

そう言いますと、146人妊娠届けをしているなかで、お2人だけとうのはいかにも少ないみたいですので、これから市の方としてはどういうふうにして、その親育ちに係わっていくか。妊娠しているときはひとつのチャンスと私は考えますので、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

保健課長 決算資料の22ページの母子保健訪問事業かと思います。基本的に市では、赤ちゃんを産んでから保健士、あるいは母子保健推進員が訪問するという事業が基本になってございます。ちょっとこの妊婦訪問2というのがどういう内容であったかというのは、要請があれば行きますからそういうなかでの訪問ではないかと。事業としては、妊婦訪問というのはやっておりません。要請があればそういうことで相談なりに行くということがここに乗っているんじゃないかと、これは想像なんですけれども。

おっしゃるように妊婦さんの段階が適当か、産婦さんというか、そのほかにいわゆる産んだ後の教育という面では、両親学級とかそういうものでやっております。主に保健士さん等が行きますので身体のケアとか、赤ちゃんの発育状況ということで、産婦さん、それから赤ちゃんを含めて診ようということです。事業としては主に産んだ後に希望者について保健士

従来は大和地域は保健士のみだったんです。そして六日町地域は初めてのお産とか、2人目とかということでも違いますが、保健士、あるいは母子保健推進員の方が一緒に行くとかというかたちだったんですが、調整のなかで基本的には保健士がこれはやろうということで、現在やっております。

そういうことでやっております。このなかの妊婦訪問というのは、ちょっと内容を私が承知してないんですがそういうことじゃないかというふうに思います。それを広げるというのは今のなかでは難しいんじゃないかと。妊婦も一律みんな希望者を回るというのは、ちょっと難しい。そういう人は、そのときはまだ健康なわけですから、他の学級とかそういうのがありますので、そういうなかで必要な指導なりはできるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

遠山 力君 おっしゃることはよくわかるんです。だから2という数字と104という数字になったと思うんですけれど。さっきも言いましたが親育ちということになりますと、

妊娠をしているときというのは非常にその 俺はしたことないからわからないんですけど 受け入れ易いと言いますか、子供のために何かできるんじゃないかということを考えてくれる時期だと思うんです。その時期に親としての自覚と言いますか、こんな生意気なことを言っはいけないんですけど、親になるとき、そういうことをきちんとあいほうしてやるのが非常に大事だと思うんです。

だから市としてもそういうのにやっぱり力を入れていくべきで、これからは、今まではしてなくてもいいんですけどこれからは、その妊婦の段階から子育てと親育ちをやっていくというふうに言ってもらいたいんです。いかがですか。

(「関連」の声あり)

中沢俊一君 私もこれはあるお母さんから聞いた1例でしかないか知らないけれども、前には母子保健推進員の方が、ちょこちょこ来てくれて、まあまあつまらない話だったかも知らないけど聞いてもらって本当に安心したと。この頃は来なくなったけれど、どうなんだとう話聞きました。今、聞いたら何ですか、保健士さんしか採用してないんだ。専門的な知識とか何とかということがあるかも知れないけれど、でもこうしてせつかく母子保健推進員の方がおられてそして本当に助かっているという声があるのであれば、今の遠山議員のあれじゃないけども、これはそういうことで私は積極的に力を入れた方がいいと思いますよ。いかがでしょうかね。

保健課長 まず前段の遠山議員さんに対してでございます。私どもも当然産まれる以前の教育と言いますか、親になる心構えの教育と言いますか、そういうものは重要でないということじゃなくて、非常に重要性を感じております。事業としても、昔は母親学級、今は男性も含めてということで両親学級というかたちで、ですね。あとちょっと全部は整理されていないのですが、いろいろの部門でもそういうふうに取り組んでいます。ただ、訪問ということに限りまして、産まれるまではもう元気なわけですから、そこへ訪問というかたちじゃなくて逆に効率性の面では来ていただくと、現在はそういうスタイルでやっている。

おっしゃるような意義は当然同感でございますし、ただやり方として、訪問ということじゃなくて、まだ産まれる前までは健状態ですから、集まって来ていただくというかたちでやっているということです。

それから産まれた後の妊婦訪問の母子保健推進員の件でございますが、確かに調整でそういうふうになったという経過がございます。その結果、そういう問題が生じていることも承知しております。あわせて今後考えていきたいというふうに考えております。以上です。

遠山 力君 担当課としてはそういう答えでいいと思います。だけど市のこれからの行方として、やっぱり市長から一言お願いしたいと思います。

市長 今、担当課長がお答えしましたように、いわゆる健全な身体でありますから、訪問をしないということじゃありませんけども要は妊娠期間中の親の一番の心配事というのは、親になる心構えもそうでしょうけれども、やっぱり子供のことですね。妊婦健診をやっていただいていますし、そのほかにそれぞれおいでいただいたなかで、父親も含めた学

級もゆったりということをやっているようです。

ニーズ的に、全部訪問してやった方がいいということになっているのかなというのは、ちょっと私はわかりませんが。あまりこちらの方が訪問して、本当にいいのかどうなのか私もちょっとそこがわかりません。やっぱり自分で心配があってお医者さんに行ったり、保健士に相談したりというのはいいと思うんです。ところがこちらからもう定期的にそこへ訪問するなんてことは、ちょっと押しかけという気が私はしますが、いろいろニーズ的なことを調査をしてみまして、いやとてもそういうことがすごくいいことだということであれば、それはやることに吝かではありません。けれどもちょっとそちらには押しかけ的な要素が強くなるんじゃないかという気がします。そんなところでひとつ今はご勘弁いただきたいと思います。そう思いませんか。

遠山 力君 議長、すみません、もう1回だめですか。

議 長 1番・遠山力君。

遠山 力君 申しわけありません、じゃあもう1回チャンスをいただきました。私は何も訪問だけと限ったわけじゃないんです。私が言いたいのは、以前にも一般質問でしたことがあるんですけど、親育ちに関して行政が入り込むことが非常に難しい。私たちが入って行って知るひとつのチャンスが妊婦だと思うんです。そうしますと押しかけて行って、訪問して行って、ああこうだ教育するというものではないのです。妊婦のときにちゃんとした親になってもらう、ひとつのチャンスじゃないかと思うんです。そのチャンスをどういうふうに生かすかというのは、訪問だけじゃないんです。いろいろなやり方あると思います。集まって来てもらうのもいいし、それから希望者に訪問するのもいいし、いろいろなやり方がありますけれども、市としてそういうのをどういうふうに取り組んでいくかということを知りたい。

市 長 ですのでそういう面については、今度は父親も含めて、父親も親でありますので、そういう学級的なものもゆったり、いろいろ取り組んでいるということでもあります。そしてどうしても必要であれば、訪問も吝かじゃありません。そういうふうに取り組んでおります。以上です。一生懸命やっております。よろしくお願いします。

松原良道君 環境課長に1点。先ほどの説明のなかで地震の際に、私は大和地域はわかりませんが、六日町管内では二日町の内島橋ですか、あそこに一時的な預かりということで、大変好評だったんです。私が通ってみてもかなりの量があったわけですが、処理を必ず今度は行政がするわけですから、その処理が大体どのくらいの見通しなのか。

それとその預かる期間というのはいつまでするのか、もう止めたのか。なぜ私が心配しているかということ、また当然いろいろの都合でまだ地震の後の家の中の後始末が、風呂のタイルがひびが入ったので風呂を替えたいとか、いろいろあるわけですね。そうした場合にこの期間を長くしておくことはいいことでもある反面、逆に言うと、本来産廃としてそういった施設に出さなければならぬものを、そこに置いていく場合が横行してしまうと、これはまた行政が困るなというふうに私自身が感じていましたので、その辺のちょっと考え方を

聞かせください。

環境課長 二日町の仮置き場に関しましては、先々週だったでしょうか、全部きれいにさせていただきました。というのは旧土木事務所の行政の方から、土木の用地に若干踏み込んでいたという指摘を受けまして、早急に片付ける必要がありましたので、きれいにさせていただきました。

また、あそこは災害ごみの時期でしょうか、広報において7月末現在で一応終了させていただきました。ただ、半壊・全壊は問題ないですけれども、一部半壊の取扱いについては、一応うちの方でまだ相談にはのってございます。

若井達男君 やはり環境課長の方にお伺いしますが、148ページ、魚沼市ごみ処理事務委託料というのが8,900万円あるわけです。これは当然のことながら新市になってですが、わかることならばその前の旧大和地区、旧六日町地区のそれぞれ単町決算で終わっているわけですがそのときの金額がどのくらいか。今すぐわからなければまた後で結構ですが、ひとつお聞かせ願いたいというふうに考えています。

あともう1点ですが、150ページ、旧埋立地管理費ということで407万円ほどのっております。これもやはり同じように例年ですと大体変わりがなく、500万円からの費用がかかっておるわけですが、これも合併前にやはりそういった費用的なものが支出されておったのか。そうでなくてやはりこの金額で終了しているのか。その点をひとつお聞かせください。

環境課長 ごみの方でございますが、旧大和町時代と南魚沼市で事務委託しているごみの単価は同じでございます。(「数量がわかたら教えてください。後で結構です」の声あり)

それと今の旧埋立地の関係でございますが、確かに若井議員が言われるとおり、本来であれば500万円近くの予算があったわけですが、合併前に一部支払いしたものがありましたので、こういう金額になったということでご理解いただきたいと思います。

決算資料の28ページでしょうか、そこに塩沢分とエコプラント分と、15年度、16年度比較してございますけれども、この数字でよろしいでしょうか。

小倉一朗君 ちょっと資料のことで確認というか27ページの一番上です。なかなか最近世知辛いと言いますが、結構近隣でもいろいろ人のことが苦になって、ということで直接言えなくて、多分ここにいる議員の皆さんも、近くの方々からあそこの臭いだとか音だとか、結構あるんじゃないかと思えます。

たぶん役場の方もだんだんこういったかたちで担当の方も多くなってくると思いますが、35件の苦情処理ということですか。ここらへんはあれですか、全部この35件についてはある程度解決した数字なのか、処理中なのか。そこら辺の状況を簡単に結構ですが、ちょっとわかる範囲でお願いします。

環境課長 大気汚染については現場で指導しております。あと水質検査、これは主に油漏れでありますので保健所、土木の方と出向いて、流した方のところへ行って一応指導はしてございます。騒音、悪臭でしょうか、につきましては、今現在協議中でございます。これ

は大和の方でございます。

議長 衛生費に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第4款衛生費の質疑を終わります。

次に第5款労働費の説明を求めます。

商工観光課長 (説明を行う。)

議長 以上で労働費の説明を終わります。労働費に対する質疑を行います。

種村俊夫君 緊急雇用対策で資料によりますと、新規雇用者何人何人とうちはっきり出ているんです。例えば幼稚園児の3歳児だとか日本語授業というのは、臨時教師とかなんかではっきり出ているのでいいんですが、町史編さんだとかそういうやつで、例えば一番上の資料でいきますと史跡保存整備事業で458万円、新規雇用者6人という、この6人の稼働日数はどの程度か。そうすると450万円の6人に全部分配されているのか。それともこれを見ると委託事業の委託料のところに入っているんです。例えば六日町中学校グランド法面補修事業なんて362万3,000円出てるんですが、新規雇用者1人となっています。どういう新規雇用というか、緊急雇用創出というか、事業というか。実態は本当にそれで1人がこの建設業者にその後ずっと勤めているのかどうか。ほんの1週間だけしてもうぼっと終わりで、それも雇用創出なのか。その辺ちょっと内容を教えていただけますか。

商工観光課長 ちょっと詳細を申し上げますが、先ほど一般分ということで一応言いました。このなかでは一般分とそれから中小企業枠分ということでございまして、154ページの労働費のなかの緊急雇用の六日町中学校グランド法面以下4件、これが中小企業枠の分でございます。

それでその他につきましては、区分としては全て一般分というかたちになります。その一般分のなかでまた区分をされまして、直接市が雇用する分と、市が委託できる分と分かれております。そういうことでもって、この大区分がなされておりますので、そのように一応見させていただきたいわけでございます。

あとは雇用につきましては、基本的には市が雇用する方々については、この国の制度の場合は一応6ヶ月未満というかたちになります。6ヶ月未満で新規の分をカウントしていただければ結構かなと、こう思います。委託事業につきましては、これが3ヶ月で終わる事業もございまして、そういう部分で事業期間というふうに見ていただいてもよろしいかと思っております。

それで中小企業の方につきましては、これまた2つなかに分れまして、かなり困っている中小企業の方、それからそのちょっとその以下というような場合、2つ分れます。そうしますとこの緊急雇用の枠が2段階になります。例えば10分の1でいい方々と、それから半分以上雇用しなさいという方々があります。そうしますと、例えば10人いるその仕事であっても、1人だけ雇用があれば9人分は今までの雇用された皆さん方を使って企業活動ができると、こういうかたちになります。もうひとつは10人いるところについて5人以上雇用していただければこの該当になると。

そういうことになりますので、そういうふうなカウントをしていただいで見ていただくと、でかい事業にも係わらず、中小企業の特別枠の分については新規雇用が少ないというふうに見ていただけるのではないかと思います。あとこれはあくまでも業務の委託期間の雇用だということでございますので、その後について私もが追跡調査はできないという内容でございます。

種村俊夫君 企業に関しまして、疑えばきりがありませんけども、例えば本当に雇用したのかどうか。例えば臨時でそのときだけ雇ってばっとほらね。その人にとってみれば1週間でも使ってもらえれば有難いんでしょうけれども、本当に緊急雇用創出という事業ですから、それになっているのか。これは市の事業ではなくて補助事業ですので、そこまであれなんでしょうけれどもその辺の実態が本当にあったのかどうかですよね。雪像だって455万円もしてボランティアみたいな募集したりなんかして、これで1人みたいになっていますね。

あと一番問題になっているのは、データベースの作成事業で、例えば井戸管理だと大和で6人、六日町で4人というか、こういうデータベースを作るのに現場で井戸の本数を計ったりとか何かある程度あるわけですし、そういう手間をかけるのであればいいんですが、データベース整理するだけであれば、こんな人数は多分1日もあれば済むことだろうし。実態の話は本当に雇用創出になっているのかどうかという問題があるんですよね。実態の話をちょっと聞きたいんです。

商工観光課長 お答えしますが、例えば井戸の場合ですとこれは委託になっておりますので、株式会社ナカノアイシステムでしょうか、こちらの方に委託をしております。それで私どもの方の確認作業としては、基本的にはハローワークの方に届出をしていただいで、その方を一応雇用していただきたいということをやっております。ただ私の知る限りでは全部その裏までとったというようなことは多分していなかったかなと思っております。

なぜかと言いますと、困っている皆さん方を突く部分もございまして、あまり締めても大変かなということがございました。基本的にはこの国の制度を使いまして、少なくともその6,000万円とか7,000万円というお金をこの地域に落とすことができた。若干外部の方々もいますのでよそに行く金もあるかも知れませんが、そういう部分で少しでもこの地域のためになれば、という部分がございまして。そんな思いでこの事業に取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

種村俊夫君 私もこの地元にお金を落ちれば良いことで、いいと思うんです。但し補助事業等であれば会検とか入ったときに、先ほどの採用はハローワークを通してきちんと会社が採用したことにして、ということであればそれはいいですけども。そうでないと、きちんとした追跡調査とかしていないと、後で何て言うんですか、会検だとか何かのときにきちんとならないかなと私は思うんです。

ただ、単にその委託でばんと 大体データベースとかはナカノアイシステムだとか、インテックだとか、ぎょうせいだとか。大体業者のパソコンメーカーは決まっているからね。ソフトメーカーが。そこへ大体何かすればもうそこに行くんだから、きちんとそうなってい

るのか、なっていないのかは、やっぱり私は追跡をしておくべきだとは思いますが、いかがでしょうか。

商工観光課長 その件を含めまして、もう一回確認だけさせていただきます。

岩野 松君 この緊急雇用のことですけれども、私はこれができたとき、本当に地元の失業している人とかそういう人の雇用になるいい対策だと思いました。特に冬場、スキー場が暇になって、雪降ろしとかそういう作業が必要なときに欲しいということで、駅角とか四つ角作業とかそういうので提案したことあったんですが、雪は毎年降るのでこういうのには該当しないというふうに言われました。それでどういうものに使っているのかなと思って今、見たんですけど、ちょっとわからない部分で質問します。

先ほどから出ていますけれども、井戸台帳管理データベースとか、墓地台帳管理データベースとか、ごみハウス台帳データベースというのは、どういう作業をして、どういうことになったのかということが、どうも私のなかには見えないのです。ですのでお聞かせください。

それと雪像・雪灯籠の製作事業、1人というのも私ちょっと解せないんですが、それは期間は限定ですけれども、これに対しては結果ももし・・・何て言うんですか、商工観光課長でもありますので、どういうあれがあったかというのをお聞かせできればありがたいですが。

商工観光課長 まず1点目の墓地、ごみ、それから井戸の関係のデータベースの関係でございます。これは旧大和町と旧六日町、2つこの事業化したわけでございます。六日町の場合は今までも台帳みたいな、要は井戸であれば井戸の台帳というのが、どこの家にどんなものがあるかなという程度のものは完璧ではないんですがありました。それらのある程度完璧なものにデータベース化するということであります。

それから同じようなことで、この墓地とそれからごみの部分もデータベース化することです。例えば今、うちが税務の方で持っています地図があるわけですが、地図を元に引っ張ってきまして、それで例えば、どこにあるかという支点をそのなかに落とし込みます。だから読み取りが今度はできるということですので、今度はパソコンでビビビとやると、例えばどこどこにどういうのがあるとか、それからそれを全部トータルするとどのくらいの件数があるとか。そういうかたちで、要は今までは全部手計算とか自分の目で追わなければならなかったものが、今度はコンピュータで検索なり管理ができるというように思っただけであれば結構です。

ただ私も実際使ったものを見ておりませんので、どういう使い方するかというのが私はまだわからないんですが、一応基本的にはそういうかたちでのこれがデータベース化という事業になります。

それから、雪像の関係でございます。これについては雪祭りのときに見ていただいたと思いますが、駅通りから会場まで灯籠を作ったわけでございます。これもただ灯籠を作って終わってしまえば、それで終わりだということではございませんので、あの灯籠の型枠を10器残してございますので、これは来年以降も使えるというふうに考えております。今年は業者の皆さん方に全部委託をお願いしているわけですが、来年からは例えば地域の皆さん方と

か、商店街の皆さん方とか、そういう皆さん方に貸し出しをする予定でございますので、そういうなかで有効に使っていただければと思っております。

それから新規雇用の分で1名しか出ておりませんが、この1名というのはさっき説明申し上げましたが、これは中小企業の特別枠でございます。特別枠というのは、さっき2つ言いましたが、10人既設の従業員がいて1人だけ雇用してやればよいという該当の方でございますので、1名でやったということではなくて例えば5名とか6名でやっていますけれども、そのうちの1名だけが新規の雇用の対象で、この事業の対象になったというふうにひとつ理解ください。

岩野 松君　ますますわからないみたいな、わかったような。それはそれとして、そうするともうひとつその墓地台帳とごみハウス台帳というもの　井戸のものは、私も管理委員会をしたこともありますので今まであったのにな、と思ったけれど、それをパソコンに打ち直したというふうに考えればよいということなんでしょうけれども、墓地とごみハウスというものは、旧の大和町分と書いてありますけれど、大和町ではこれは公営の場所があるからこうなったということなんでしょうか。それとも六日町にはそのごみハウスのようなものはもうあるということなのか、それとも、そういうのがどうなっているかというの、ついででいいですけどお聞かせください。

商工観光課長　このごみとそれから墓地の関係は、旧六日町の場合は多分この前で1回処理をしてあるかなということで、井戸の方をやるときと一緒に、一元管理をするのに、例えば井戸と一緒にやりましょうと。じゃあごみとそれから墓地台帳どうだというときに、片一方だけ全部そのデータが地図に落ちていても、片方の方にデータが落ちてなければ、これはまた使えないわけですので、そういう意味で大和の方を集中的にこのなかで処理をしたというふうに思っていたきたいと思います。以上です。

笠原喜一郎君　1点だけお聞きをいたします。この緊急雇用については、ひとつは事業を実施をして雇用を創出するということと、その事業をやったことによってやっぱりある程度の効果を出さなくてはならないというふうに思っているわけです。

私は雪灯籠のことについて、ちょっとお聞きをいたします。455万円の投資をした割には、私はちょっと残念であったというふうに思っているんです。というのは、灯籠自体は非常に素晴らしいのができたんですね。だけれども当日17号線、あるいは駅前を通ったなかで、やはり蠟燭を点けるという、その蠟燭が入るということは、やはり周りが暗くなければだめなんですね。あのアーケードの灯りの下で蠟燭を灯しても全然やっぱり映えなかった。ですからアーケードの電気というのが、その祭りの期間、わずか2時間だか3時間だかですけども、その間、電気を落として暗くなればあの灯籠というのは映えて、それこそ駅から会場までを本当に暗闇のなかに点々と灯籠が灯るということで神秘的なイメージになるわけですけども、落とすことはできないんですか、電気を。

商工観光課長　大変申しわけございませんでしたが、私どもはそのつもりで消す段取りをしておりましたが、手違いであったようでございました。私もこれはどういうことだとい

うことで担当の者をちょっと叱ったわけでございます。ちょっと手違いがあって消せなかったということで考えておりますので、今年は間違いなくその2時間くらいは消すということで、なんとか考えております。そういうことで前もって。私どもは雪祭りの現場にいたものですからわからなかった。それで連絡事項では消すんだという話になっていたんですが、実際どうも消えてなかったということでございましたので、お詫びを申し上げます。

議長 労働費に対する質疑を続けます。

種村充夫君 私もこの雇用対策についてちょっとお伺いします。データが残るとか、それからかたちが残る、そういうのはいいと思うんです。この間の八海山のはな苑ですね。こういうものについては、確かに整理してもらって、畑を作り、花を今年は植えて、それが庁舎の2階のあそこに写真が出ていますけれども、今年度まではまだいいとしましても、これから草が生え、またぼうぼうになっていくというおそれがあるわけです。それらの対策が全然出ていないと。それであとは地元任せ、という言い方をされているようですが、地元もそれを全部とてあの広さの面積をまかしてやるのもなかなか難しい問題だと思うんです。その辺に対するその今後の対応を、なんとかやはり市からある程度考えてもらわないと、これはやっていけませんし、せっかくのその1,200万円が何にもならなくなるわけです。何とかひとつ対応を考える方法はないのか。その辺を18年度以降にかけて、対応を願いたいということです。

商工観光課長 一般的にはこの緊急雇用につきまして、特に皆さん方にこんな事業がないでしょうかなんて言うとお聞きして決めたということがあまりなかったかなと。担当サイドの方からこれが上がって来て、という部分がありました。ただこの事業だけは、どういうわけだかわかりませんが、私が来る前に決まっていたようでございます。地元の方からの強い要望だというようなことでございました。

それで本当にあそこを、本当に半端なお金じゃございませんので、やっていいのかという部分で私が来ましてから、管理についてきちんと明確な答えがいただけない限りはだめだということでありましたら、地元で一生懸命頑張りますと、こういうお返事でございましたので、私はゴーサインを出したつもりでございます。

ただそんなすごい金というか、今後も金をかけるつもりはないんですが、城内中学校の皆さん方も一生懸命にこの管理に参画をしているようでございますので、花の種、原材料部分くらいのものについては今後も考えていかないと、今言った次の花が咲かないということが生じるかなと思っていますので考えますが、草刈をする金を出してくれとかそういうものについては、できる限り地元でやっていただきたいと。そういうつもりでございますのでよろしく願います。

種村充夫君 地元もいろいろあるわけです。例えば八海山城内観光協会というのもあります。その辺のなかで受けた、受けないという問題も出てきますけれども。問題はですね、今年の場合は確かに中学生のボランティアとか、そんなかたちででき上がっていますからいいと思うんですが、これからの問題なんです。今年はこれでいいと思うんです。地元が完全

に受けたんだから、私たちは何も知らないよというかたちで行きますと、地元自体もなかなか大変な問題が出て来ると思います。これからの協議でいいと思うんですが、その辺は私も地元でも協議しますけれども、やはり市としても何らかの対応を考えていくというようなかたちをとっていただきたいと要望しておきます。

議 長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって第5款労働費に対する質疑を終わります。

議 長 お諮りします。本日の会議はこれにて延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

次の本会議は9月13日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変御苦労さまでした。

(午後4時40分)